

官報

平 成 三 十 年 四 月 四 日

○第百九十六回 参議院会議録第十一号

平成三十年四月四日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十一号

平成三十年四月四日

午前十時開議

第一 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進
による国際観光の振興に関する法律の一部を
改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、国際観光旅客税法案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、
国際観光旅客税法案について、提出者の趣旨説
明を求めたいと存じますが、御異議ございませ
んか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。財
務大臣麻生太郎君。

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりま
した観光旅客税法案の趣旨を御説明申し上げま
す。

平成三十年四月四日 参議院会議録第十一号

本法律案は、観光先進国の実現に向けた観光基
盤の拡充及び強化の要請に鑑み、国際観光旅客税
を創設するものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、国際観光旅客税の納税義務者は、国際
観光旅客等といたしております。

第二に、課税の対象は、国際観光旅客等の国際
船舶等による本邦からの出国といたしております。
第三に、税率は、本邦からの出国一回につき、
千円といたしております。

その他、納税義務の適正な履行を確保するため
必要な規定を設けることといたしております。

以上、国際観光旅客税法案につきまして、その
趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に對
し、質疑の通告がございます。順次発言を許しま
す。羽生田俊君。

〔羽生田俊君登壇、拍手〕

○羽生田俊君 自由民主党の羽生田俊です。

私は、自由民主党・こころを代表し、ただいま
議題となりました国際観光旅客税法案につきまし
て質問いたします。

日本全体の昨年の外国人旅行客数は、約二千八
百六十九万人と過去最高を更新し、前年度から約
二割も増加いたしました。円安の影響もあると思

いますが、日本の魅力を発信し、LCCの就航や
客船の寄港などに努力した政府、自治体、民間企
業の皆様、温かなおもてなしで迎えた国民の皆様
など、オールジャパンの成果であると思えます。

この外国人観光客の動きを更に大きなうねりに
していけば、我が国の経済成長、そして我が国へ
の理解促進に大きく貢献することは間違いないま
せん。本日は、このような視点を持って、麻生財
務大臣に質問させていただきます。

まず、この国際観光旅客税の必要性につきまし

て、一昨年、安倍総理が議長を務める明日の日本

を支える観光ビジョン構想会議で、訪日外国人観

光客数の目標人数を倍増させ、東京オリンピック

・パラリンピックが開催される二〇二〇年に四

千万人、その十年後には六千万人とする、そう

いった目標を打ち出しております。この背景に

は、名目国内総生産六百兆円達成に向けて、観光

施策をその起爆剤にしたいというお考えがあるも

のと思われま。

そこで、今回の国際観光旅客税によりまして、

この訪日外国人観光客誘致促進などの更なる充実

が図られるものと期待していますが、既に観光庁

などに計上されている予算等を踏まえ、この法律

で新税を創設する必要性について、御見解を分か

りやすくお示しいただきたいと思ひます。

次に、この国際観光旅客税とその使途の関係に

つきましてお尋ねいたします。

国際観光旅客税は、我が国から出国する観光客

等の皆様は納めるということですが、その使途

は、日本各地の観光資源の魅力向上や空港での出

入国手続施設の充実、高度化が想定されていると

伺っております。

ある税の収入を特定の公的サービスに要する費

用の財源に充てることが税法で定められている場

合は、目的税に分類されます。この目的税を含む

特定財源につきましては、その公的サービスの受

益と負担の間にかなり密接な対応関係が認められ
る場合には一定の合理性を持ちますけれども、他
方、資源の適正な配分をゆがめ、財政の硬直化を
招く傾向があることから、その妥当性については
常に吟味していく必要があると考えられます。

そこで、本国際観光旅客税につきましては、法
令上、目的税として分類されるものなのか、ある
いは、目的税でないのであれば、どのようにこの
税による財源を観光基盤の整備強化に確実に振り
分けていくつもりで制度設計をしたのか、具体
的にお示しください。

昨今、SNS等により、これまで余り観光客が
立ち寄らなかったところに爆発的に外国人観光客
に訪れるということが多くの地域から聞かれま
す。地方の方々も、人口減少社会の中、地方創生
の観点から外国人観光客に大きな期待を掛けてお
ります。したがって、このような時代背景を考慮
して、地方の隠れた観光資源においても、外国人
観光客の訪問を考慮した施設やプログラムの整備
に力を入れるべきであると考えております。

今回の国際観光旅客税は、国税として徴収され
ますが、地方への配分など、地方の観光資源の整
備促進のための制度的担保は確保されているので
しょうか。この点につきましてお尋ねをいたしま
す。

さて、空港等で出入国手続は、外国人観光客が
訪問した国で最初と最後に接する場所であり、そ
の印象はその国の印象を左右するとも言われてお
ります。できるだけ迅速に、簡潔に、そして正確
に出入国手続を終えることができれば、我が国の
イメージは更に上がるものと期待しております。

それと同時に、テロ、犯罪組織や犯罪行為、そ
して感染症などの容易に国境を越えて日本にも
入ってくる時代において、出入国手続施設は、我
が国の安全と安心を守る重要なとりででありま
す。

また、訪日外国人観光客のみならず、外国人技能実習の職種拡大などにより、更に多くの外国人技能実習生が我が国を訪れることとなります。出入国管理法では、結核を含む二類感染症の患者は入国できないこととなっておりますが、訪日時に症状が出ているとは限りません。感染症対策としては、出国前に自国での健康診断を義務付けることや予防接種の有無の確認など、事前にスクリーニングをしておく必要があるのではないでしょう

か。

そこで、空港等での出入国管理時の検疫とともに、長期にわたり滞在する可能性のある技能実習生には入国前のスクリーニング検査につきまして徹底すべきであります。

この検疫やスクリーニング検査の徹底化に対しても、今回の国際観光旅客税による財源が活用できるような設計がなされてしかるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、訪日外国人観光客の出入国時のストレスを少なくすると同時に、テロ、犯罪組織、犯罪を未然に防ぐには、IoTや人工知能等を活用した個人識別情報の管理等が有効ではないかと考えますが、これにこの税収を活用することは想定されているのでしょうか、お聞かせください。

訪日外国人観光客が増加することにより、不慮のけがや事故、病気などに見舞われる事例も増えてきております。このため、観光庁を中心に、訪日外国人旅行者を受け入れられる医療機関リストの作成や、日本政府観光局のホームページへの掲載、日本医師会監修の医療機関利用ガイドの作成と配布などにも力を入れてまいりました。

一方、残念ながら、海外旅行保険に加入せずに訪日する観光客も存在しており、医療機関での医療費未払のトラブルも発生しております。

昨年、沖縄県医師会が県内十九の救急病院を対

象に調査をしたところ、受け入れた外国人観光客数は、平成二十七年で、この二年間、四倍の一千四百九十二人となりました。その中で、医療費未払による未収金は八百二十七万円にも上っております。

既存の救済制度を利用すれば未収分の補填も可能とされていますが、財政的な負担の増大や制度を悪用した受診も懸念され、対策が必要になっていきます。例えば、入国施設の手前に民間保険を購入できるブースを設けて、外国人観光客がきちんと海外旅行保険に加入できるようにするといった方法とか、保険や基金を設けることなどの促進策が必要であります。

今回の国際観光旅客税の財源を利用して、保険や基金の創設などにも利用できるように制度が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

以上、この度上程されました国際観光旅客税法案につきまして質問させていただきました。御答弁よろしくお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 羽生田議員から、国際観光旅客税について、五問お尋ねがあつております。

まず、新税創設の必要性についてのお尋ねがありました。

現政権におきまして、観光を日本の成長戦略の柱、地方創生の切り札と位置付け、観光庁予算を増額するなどして精力的に取り組んできたところであります。

二〇二〇年の訪日外国人四千万人目標や東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえれば、より高次元な観光施策を展開することが急務となつておりますのは御存じのとおりです。

このため、国際観光旅客税を創設し、質、量共に観光施策の充実を図るための恒久的な財源を確保することとしたところであります。

次に、国際観光旅客税の使途についてのお尋ねがありました。

国際観光旅客税の使途は、法案には規定されな

いたため、いわゆる目的税には当たりません。

一方、現在国会で議論をいただいております観光庁所管の国際観光振興法において、本税の税収の使途を国際観光振興施策に限定しているため、本税はいわゆる特定財源に当たります。

具体的には、国際観光振興法において、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、日本の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、地域固有の文化、自然を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上の三つの分野に充てることに、先進性や費用対効果が高い取組に充てることを法定いたしております。

今後、こうした考え方に沿って、毎年度の予算編成過程において、高次元の観光施策の財源に充てられるようしっかりと精査をまいりたいと考えております。

次に、国際観光旅客税による地方の観光資源の整備促進についてのお尋ねがありました。

国際観光旅客税につきましては、昨年十二月の基本方針において、地域固有の文化、自然を活用した観光資源の整備による地域での体験滞在の満足度の向上などの三つの分野に充てることと

に、本税を充当する施策は、地方創生を始めとする日本が直面する重要な政策課題に合致するものであることを基本とすることとしたしております。

こうした基本方針に基づき、本税を活用しながら地方の観光資源の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、国際観光旅客税の検疫や個人識別情報の

管理等への活用についてお尋ねがあつております。

日本を観光先進国としていくためには、訪日外国人旅行者の出入国を円滑に行うことが重要であると考えております。このため、現在でも関係省庁において、検疫体制の計画整備のための人員確保や、結核などの入国前スクリーニングの実施の準備、出入国審査におけるIT機器の活用などを取り組んでいるものと承知をいたしております。

平成三十年度予算におきましても、最新技術を活用した顔認証ゲート等によるCIQ体制の整備や、ICT、IT等を活用した多言語化対応などに本税の税収を充てることとしたしております。

平成三十一年度以降に税収を充当する具体的な施策、事業については、観光戦略実行推進タスクフォースにおいて、民間有識者の意見を踏まえ、更に検討を行つてまいりたいと考えております。

最後に、国際観光旅客税の外国人向け保険等への活用についてのお尋ねがあつております。

議員御指摘の、訪日外国人が増加する中で、医療機関における未収金発生の問題につきましては、一つの原因として考えられる言語の違いに対応するため、厚生労働省において医療通訳の配置や多言語資料の作成などの取組を既に行っているものと承知をいたしております。

また、本年三月に内閣官房にワーキンググループが設置され、この未収金の防止も含め、訪日外国人への医療に関する様々な課題について議論されていく予定と承知をいたしております。

いずれにいたしましても、平成三十一年度以降、国際観光旅客税の税収を充当する具体的な施策、事業につきましては、先ほど御答弁申し上げましたが、その際、関係省庁の取組状況等も十分に踏まえる必要があるかと考えております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 古賀之士君。

〔古賀之士君登壇、拍手〕

○古賀之士君 民進党・新緑風会の古賀之士です。

私は、国際観光旅客税法案につきまして、会派を代表して質問いたします。

今の政府に税を語る資格はない。一週間前の三月二十八日、所得税法への反対討論で、私はこの場でそう述べました。また、公文書が改ざんされたことで民主主義が死に瀕していると政府を批判しました。正直に申し上げれば、この国際観光旅客税法の代表質問のお話があった際、税に關してはどうせまともな答弁は返つてこないと思いましたが、その一方で、麻生財務大臣なら、福岡県からの総理大臣経験者として同郷の私の批判を真摯に受け止めてくれるに違いない、そう思い直して、この場に立たせていただくことを引き受けることにいたしました。

ところが、僅か一日でその期待は多くの国民とともに失望に変わりました。翌日の財政金融委員会でも、誰もが耳を疑う発言が出たからです。それは、茂木大臣、○泊四日でベルー往復しておりますけれども、日本の新聞には一行も載っていない。また、森友の方がTPPより重大だと考えているのが日本の新聞のレベルというマスコミ批判の言葉です。これでは、公文書の改ざんという憲政史上に残る重大な汚点をもたらした当該省のトップであるということを理解していないとしか言いようがありません。

そもそも、TPP IIについては、締結には至つておらず、署名された段階であり、その署名式は、財務大臣が財政金融委員会述べられたベルーではなく、チリで行われました。しかも、場所の選定が国際的に意味を持つことは、一行どころか大きく繰り返し報道されていきました。

事実関係をよく確かめないままマスコミを批判

する、財務大臣のこのような不誠実な態度はどこからくるのでしょうか。

その理由は、独り大臣のみではなく、自民党そのものにあると言えます。この壇上から議場を見渡しますと、真摯に答弁している官僚に対して、幾ら何でもと言わせる、的外れなバワハラ質問をする議員や、過労死家族を前にして心ない発言をする議員も見受けられます。自民党にはびこっている言葉の軽さ、知識の細さ、そしてモラルの薄さが、ベテランであるはずの麻生財務大臣にも知らず知らずのうちに及んでいるのではと考えてまいります。

さらに、TPPの発言の件は、テレビ局出身の私にとつて、言論弾圧の疑いがある点でとても見逃せません。

折しも三十日、資料の黒塗りを疑問視するマスコミに対し東京労働局長が、何なら是正勧告しても、恫喝するような発言を行いました。自分の意に沿わない者を全て敵とみなす、今の政権を象徴する出来事です。

なお、こうした状況において放送法の議論が行われていることに、私は深い憂慮の念を抱いていることを付け加えておきます。

さて、今回議題となつてゐる国際観光旅客税法案ですが、大きな疑問が三つあります。

最初にお聞きするのは、法案の取扱について、具体的には、予算関連法案扱い、いわゆる日切れ法案扱いとした財務省の説明についてです。

平成三十年度に入つた今日の段階で代表質問を行つてゐるうちに、日程的には特に問題なく審議が始まるうとしてゐます。そうすると、なぜ日切れ法案扱いとの説明を我々は繰り返し受けたのか、年度を越えたことによりどのような不具合が具体的に起きたのか、あるいは予想されるのか、実はフェイク日切れ法案がほかにも紛れてゐるのではないかという疑問が当然のように発生します。

す。

財務省は、我々国会議員に対して、森友学園の決裁文書を改ざんして提出するという詐欺同然の行為を働きました。まさかこの法案の説明に当たつても我々はだまされてゐたのではないのか。議会制民主主義国家の政治家として口に出すのも恥ずかしい疑問ではありますが、財務大臣にはまずこの点についてお答えいただきますようお願い申し上げます。

次にお尋ねするのは、議案の拙速な政策形成過程です。

国際観光旅客税は、付加税ではない新税として平成四年の地価税以来二十七年ぶりの提案となります。しかも、その地価税は、導入から僅か六年で凍結、事実上廃止となつてゐることを考えれば、税の世界においてこの国際観光旅客税法の位置付けは誠に大きなものです。

しかし、それに見合った政策形成過程のようにはとも思えません。

観光をめぐる財源については、平成二十八年三月に発表された明日の日本を支える観光ビジョンの中に、次世代の観光立国実現のための財源の検討という項目があり、国の追加的な財源の確保策について検討を行う、受益者の負担になる方法により、観光施策に充てる追加的な財源を確保することを目指すと書かれてゐます。しかし、課税対象と税額、徴収方法などとは何ら書かれておらず、具体的な検討が進んでゐたわけではないでしょう。この点、平成二十九年三月の観光立国推進基本計画、続く五月の観光ビジョン実現プログラム二〇一七を見ても、ほぼ同様の表現となつており、一年以上検討は止まったままだったと言えます。この時点で、来年度から新しい税金が導入されるのは誰が予想できたでしょうか。

ところが、そこから四か月後の去年九月になつて突然、次世代の観光立国実現に向けた観光財源

のあり方検討会が設置され、十一月には中間取りまとめの方針が出され、十二月に導入が正式決定されました。この間、僅か三か月です。税に關しては、いたずらに長く議論すればいいというものではないですが、それにしても短過ぎるのではないのでしょうか。また、検討に入つた人選を見ても、新税を創設する議論なのに、税を専門とする学識経験者が深く関わつた形跡はありません。

さらに、航空業や観光業からのヒアリングが行われている一方、消費者代表の意見が十分に検討されているとは思えません。一人千円定額というのは、確かに分かりやすいのは事実ですが、応能性からの原則からして疑問が残ります。また、消費行動に与える影響についても、千円くらいなら大丈夫だろうと楽観的な言い分が通るばかりで、肝腎であるはずの税を負担する者の意見がまるで無視されてゐます。

そこで、財務大臣からは、二十七年ぶりの新しい税金の導入に当たつて十分な検討が行われたと言えるかどうか、期間と内容、双方の観点から見解をお願いいたします。

なお、一昨年の明日の日本を支える観光ビジョンには、財源のほかに取り組むべき課題が幾つも示されてゐます。中でも注目すべきは、働き方と休み方を改革し、躍動感あふれる社会を実現するとして、二〇二〇年までに年次有給休暇の取得率を七〇%に向上させるという目標です。これに關しては、与野党の枠を超え、働く者の健康と権利を重視する立場から、是非実現すべきと考えます。そこで、現在における進捗状況を厚生労働大臣よりお答えいただけますでしょうか。

また、この際、有給休暇と大きく関わるILO五十二号、百三十二号の両条約について、批准する見通し又はその意欲を厚生労働大臣より教えていただければ幸いです。

第三にお聞きしなければならぬのは、法案の原則、特に使途との関係についてです。

この法案は、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充強化を図るための財源を確保することを目的としています。しかし、その使途、つまり使

い道についてはどこにも書かれていません。政府は、受益者と負担の関係について負担者の納得が得られること、先進性が高く費用対効果が高い取組であること、地方創生を始めとする我が国が直面する重要な政策課題に合致することを基本とするとしていますが、こうした文言は、実は法案のどこを探しても見当たらないのです。

麻生財務大臣は、この国際観光旅客税法と対になる法案、国際観光振興法改正案において使途が定められていると言われるのかもしれませんが。しかし、その改正案では、何と、元の法案の名称そのものが変更され、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律となるそうです。繰り返します。使途を定める法律は、その名前に外国人観光旅客の来訪の促進と書かれているのです。

この名前を見たとき、多くの人が、外国から観光客を呼ぶことはいいことだ、そだねと言うでしょうが、いざ海外に行こうとする際には、なぜ自分がこの税金を払うべきなのか理解に苦しむでしょう。受益と負担が明確になっているとは到底言えないからです。また、先進性や費用対効果に関する具体的な判断基準はありませんし、地方創生の名の下に補助金がばらまかれている現状を見れば、使い道は実際には野放しと言えるのではないのでしょうか。

財務大臣におかれましては、受益と負担の関係が明確になっているか、先進性や費用対効果をどう判断するか、地方創生の重要課題が拡大することへの歯止めはあるのか、三点について、お答えいただけますでしょうか。

そもそも、課税が始まるのがなぜ来年の一月七日からなのか、何度聞いてもよく分かりません。

税としては、来年度からの実施が分かりやすいと思われれます。暦年で課税が始まる根拠、来年四月からではない理由を財務大臣からお答えいただけますでしょうか。

また、この点に関し、今年度の徴収見込額およそ六十億円について、C I Q、つまりカスタム、税関、イミグレーション、検疫、この体制の整備など、特に新規性、緊急性の高い施策、事業に充てると説明して、六項目を挙げています。これらの事業への支出は一月七日より前にできるので

でしょうか。それとも、徴収が始まるのを待たなければならぬのでしょうか。本年中にできるのであれば、課税が始まっていらない税の言わば先食いになりますし、来年末で待つのであれば、緊急性が高いとの説明に疑問が残ります。予算の支出を始めることのできる時期について、財務大臣からお示しいただけると幸いです。

クレイ射撃でオリンピックに出場されたように、スポーツマンシップの精神をお持ちの麻生大臣は、今、副総理として内閣を支えなければならぬ責任感と不祥事を起こした組織のトップは辞めるべきという美学とのほざまで悩んでいるのではないのでしょうか。この状況にふさわしい言葉を「子連れ狼」で有名な小池一夫さんが残しておられます。私と同じく漫画好きの麻生大臣にこの言葉を贈りまして、質問を終わります。「決断は一瞬。熟考しても、あまり結果は変わらない。むしろ、本能に従った方が、後悔は少ない。」

御清聴ありがとうございました。(拍手)
(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)
○国務大臣(麻生太郎君) 古賀議員から、国際観光旅客税について、計七問のお尋ねがあつております。まず、国際観光旅客税法案の日切れ扱いについ

てのお尋ねがあつております。

国際観光旅客税は、観光施策の充実が急務である中、平成三十年度予算において本税の収収を充てる事業は、課税の根拠となる本法案が成立をしておりませんと執行ができず、四月一日施行とされております国際観光振興法の改正案と併せ、早期の成立が必要であつたこと、また、本税の円滑な導入のため、事業者の準備期間として九か月間程度の期間を確保する必要があつたことから、本法案を日切れ扱いとして早期の御審議をお願いしてきたものであります。

観光施策の推進や事業者の準備に及ぼす影響が深刻化することのないよう、一日も早い成立をお願いをするものであります。

次に、新税創設に当たつての検討についてのお尋ねがありました。

観光財源の確保につきましては、一昨年三月の観光ビジョンや昨年六月の未来投資戦略二〇一七に明記され、観光庁で検討会を開催する等、有識者や事業者の意見も踏まえつつ、政府内で丁寧な検討を進めてきたところでもあります。

その後、与党の税制調査会等において精力的に御議論をいただいた結果、国際観光旅客税の創設を提案することとなつたものであり、十分な検討が行われたものだと考えております。

次に、国際観光旅客税の日本人の出国者における受益と負担の関係についてのお尋ねがありました。

現在御審議をいただいております国際観光振興法改正案の目的として国際観光の振興が挙げられており、国際観光には日本人の観光客が外国へ行くことも含まれております。したがって、国際観光旅客税を充てる施策につきましても、スムーズな出入国手続の円滑化、快適な旅行のための環境整備など、日本人旅行者も受益と負担の関係から納得しやすいものを含めることといたしております。

す。

例えば、平成三十年度予算におきましても、本税の収収を充てて、最新技術を活用いたしました顔認証ゲートや、また税関検査場電子化ゲートの整備、日本人旅行者への旅行先の正確な安全、安心の情報の提供などを進めることといたしております。

次に、国際観光旅客税の使途に関する取組の先進性や費用対効果についての判断についてのお尋ねがあつております。

今国会で御審議をいただいておりますのは、外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案におきましては、先進的なもので、かつ、費用に比してその効果が高いことが国際観光旅客税に充てる施策の要件とされております。

この先進性や費用対効果につきましては、民間有識者の意見も踏まえつつ、毎年度の予算において各事業の自身をしつかりと精査をしていきたいものだと考えております。

次に、国際観光旅客税の使途拡大への歯止めについてのお尋ねもあつております。

本税の具体的な使途につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、民間有識者の意見も踏まえつつ、毎年度の予算編成において事業の自身をしつかりと精査するとともに、国際、事業レビューや政策評価などを活用し、第三者の視点から適切なPD S Aを行つてまいります。

これらの取組により、無駄遣いを防止し、使途の透明性を確保することなどにより、本税の使途が、受益と負担の観点など、昨年十二月の基本方針の枠組みをはみ出して拡大することのないようにしてまいります。

次に、施行日についてのお尋ねがありました。本税の施行日に関しましては、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックの前に高次元の観

光施策を実施するため、できるだけ財源を確保する観点や、事業者の準備期間を勘案しつつ、年末年始の繁忙期の混乱を避けるため、平成三十一年一月七日といたしました。

仮に平成三十一年四月からいたしました場合、税収を充てる事業の執行が平成三十一年度からとなり、観光施策を展開する時期が一年遅れてしまうという問題が生じると考えております。

最後に、国際観光旅客税に充てる予算の執行時期についてのお尋ねがありました。

国際観光旅客税を充てる予算は、課税の根拠となりますが本案が成立をいたし、使途を定める国際観光振興法が施行されれば執行できるものと考えております。

なお、予算は一会計年度間における収入と支出の見積りや予定でありまして、同じ年度内であれば予算の執行と税の収納の先後関係が問われるものではなく、税の先食いと御指摘は当たらないものと考えております。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇、拍手)

○国務大臣(加藤勝信君) 古賀之議員より、二問頂戴をいたしました。

年次有給休暇の取得についてのお尋ねがありました。

年次有給休暇の取得率については、平成二十八年は四九・四％と、近年、五割を下回る水準で推移をしており、その取得の推進は重要な課題であると認識をしております。

そのため、厚生労働省では、十月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィークなどの連続休暇を取得しやすい時季に年次有給休暇取得の集中的な広報を行うなど、休暇を取得しやすい雰囲気づくりに取り組んでおります。

このほか、今準備を進めております働き方改革関連法案では、年次有給休暇のうち年五日間につ

いて、企業が、働く方と相談の上、時季を指定して与えなければならないことを義務付ける方向で検討をしております。

厚生労働省としては、今後とも、このような取組を通じて、年次有給休暇の取得促進を図ってまいります。

ILO条約の批准についてのお尋ねがありました。

御指摘のILO第百三十二号条約は、働く方の年次有給休暇の権利を確保するため、年次有給休暇の資格取得のための最低勤務期間を六か月以下とした上で、年次有給休暇は一年につき三労働週以上与えること、年次有給休暇の一部は、労使の間で別段の定めがある場合を除き、少なくとも連続した二労働週の休暇とすることなどを規定しているものと承知をしております。

我が国の労働基準法においては、初年度に付与される年次有給休暇の日数は原則十日であり、三労働週を下回る場合があることや、連続して二労働週の休暇とすることについて特段規定していないなど、国内法制との整合性の観点から、条約の批准に当たっては慎重な検討が必要と考えております。

なお、ILO第五十二号条約については、その改正条約である第百三十二号条約の発効に伴い、現在は批准のために開放されていないものと認識をしております。

以上です。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 宮崎勝君。

(宮崎勝君登壇、拍手)

○宮崎勝君 公明党の宮崎勝です。

私は、党を代表して、ただいま議題となりました国際観光旅客税について、関係大臣に質問いたします。

国際観光旅客税は、観光先進国の実現に向けた

観光基盤の拡充強化を図る観点から、観光促進のための税として創設されるものであり、航空機又は船舶により出国する国際観光旅客等を対象に、出国一回につき千円の負担を求めるというものです。

政府は、現在、観光は我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱という認識の下、訪日外国人旅行者数を二〇二〇年に四千万人、二〇三〇年に六千万人などの大きな目標を掲げ、観光を我が国の基幹産業に成長させ、観光先進国の実現を図るため、政府一丸、官民挙げた取組を行っております。

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック大会を控え、更なる観光需要の増大が見込まれる中、国際観光旅客税の創設によって観光促進のための財源を確保し、日本各地の観光資源の魅力向上や、空港等の出入国手続施設の高度化を進めることになっております。これによって、観光産業の活性化に弾みが付くだけでなく、訪日外国人旅行者等の出入国手続が円滑になり、地方空港のネットワークの充実も図られることになれば、地方創生にも資するものと期待できます。こうしたことから、観光促進のための新税を創設する意義は極めて大きいと考えております。

その上で、新税を創設する際には、その受益者と負担者、双方の理解と納得が欠かせません。昨年十二月に観光立国推進関係会議が決定した国際観光旅客税の使途に関する基本方針等については、受益と負担の関係から負担者の納得が得られることという方針が示されています。

新税の課税対象は、日本人を含む出国旅客となっております。受益と負担の関係でいえば、国際観光振興施策を推進することによる受益は日本人より外国人の方が大きくなると考えられますが、日本人も外国人と同様に課税する理由と根拠について、麻生財務大臣の明快な答弁を求めま

す。

さらに、税率は出国一回につき千円とされていますが、アジアなど近隣諸国に行く場合と欧米諸国へ行く場合とを比較すると、運賃には大きな違いがあります。また、同様の税を徴収している他国の中には、航空機か船舶かという交通モードの違いによって税額に差を設けている国もあります。我が国では運賃や交通モードに関係なく税率が一律千円となっております。一律千円という税率の妥当性について、国民の納得が得られる説明を麻生財務大臣に求めます。

次に、税収の使途について伺います。

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案では、国際観光旅客税の税収の使途として国際観光振興施策を規定しています。具体的には、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上の三分野を定めております。

この税収の使途を規定する法案は観光庁の所管であり、歳出面での取組においては観光庁の果たす役割が大きくなると考えますが、国際観光振興施策の推進に向けた石井国土交通大臣の決意を伺います。

一方、国際観光旅客税は国際観光振興施策に充当する特定財源とされていますが、特定財源とすることで予算の無駄遣いにつながるのではないかと指摘もあります。創設される新税が国民に受け入れられるためには、使途を明確化し、野方図な歳出拡大を防ぐ取組が極めて重要になります。政府は、第三者によるチェックを実施するなど、無駄遣いにならないようしっかりとした仕組みを準備すべきですが、麻生財務大臣の御認識を伺います。

本法律案では、税を特別徴収する國際旅客運送事業を営む事業者に対し、國際観光旅客等が日本を出国するときまでに税を徴収し、翌々月末までに国に納付すること、また、税額その他の事項を記載した計算書を納税地を所管する税務署長又は税関長に提出しなければならないとされてい

ます。この特別徴収の方法に關して、二〇一七年十一月の次世代の観光立国実現に向けた観光財源のあり方検討会の中間取りまとめでは、航空については、既に行われているオンチケット方式により運賃との一括徴収を基本とすることになってい

ます。が、船舶については、港湾における実務の態も踏まえ精査することとされています。来

年一月七日の法律施行に向けた準備期間中に、特別徴収を行う事業者が準備を完了できるよう、政府としてしっかりとフォローする必要があります。特に、統一的な徴収の仕組みがないとされる船舶事業者の負担軽減などに配慮すべきだと考えますが、特別徴収への対応について麻生財務大臣の答弁を求めます。

二〇一六年三月に策定された明日の日本を支える観光ビジョンでは、観光は、まさに地方創生の切り札、GDP六兆兆円達成への成長戦略であるとしてい

ます。が、石井国土交通大臣の認識を伺います。

國際観光旅客税の使途に關する基本方針については、観光財源を充当する施策の一つとして、地方創生を始めとする我が国が直面する重要な政策課題に合致することと掲げています。地方創生の観点から、自然災害によって大きな被害に見舞われた地域の復興は重要な政策課題だと認識して

います。特に、東日本大震災により甚大な被害を受けた東北地方では、全国的なインバウンド急増の流れから大きく遅れるなど、依然として震災の影響が色濃く残っています。観光を通じて被災地の復興を加速化するため、観光財源も活用しながら、東北地方の観光復興に向けた取組を強化すべきだと考え

ますが、石井国土交通大臣の決意を伺います。結びに、本法律案は、二年後に迫った東京オリパラ大会など、更なる観光需要の増大への対応が喫緊の課題となる中、早期に成立させる必要があることを訴え、私の質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(國務大臣麻生太郎君登壇、拍手)
○國務大臣(麻生太郎君) 宮崎議員から、國際観光旅客税について、四問お尋ねがあつております。

まず、國際観光旅客税の課税の対象についての

お尋ねがありました。國際観光旅客税を財源として講じられる観光施策には、日本人にとりましても出入国環境の円滑化、利便性の向上などの受益があります。また、各国と締結をいたしております租税条約は、自国と相手国の国民を差別できない条項も含まれておりますのは御存じのとおりです。こうしたことを踏まえまして、日本人も外国人と同様の課税をすることといたしております。

國際観光旅客税は、観光立国の受益者の負担に

よる観光財源の確保を目指した検討を踏まえ創設されるものであります。出入国の円滑化の観光施策による受益が交通手段や運賃に比べて異なるわけではありま

せんので、加えて、航空会社等から、公平で円滑な徴収のために税額は一律が望ましいとの声が多かつたことも踏まえたものであります。

税額の水準につきましては、訪日旅行需要への影響や今後必要となる財政規模等を勘案して、千円とさせていただきます。

次に、徴収の無駄遣いを防ぐ仕組みについてのお尋ねがありました。

國際観光旅客税の徴収を充実する各施策につきましては、日本人を含めた負担者の納得が得られ、先進性や費用対効果が高い取組となりますよう、民間有識者の意見も踏まえつつ、毎年度の予算編成で中身をしっかりと精査するとともに、行政事業レビューや政策評価などを活用し、第三者の視点から適切なPDCAを行うということなどに

より、無駄遣いを防止し、使途の透明性を確保することといたしたいと考えております。

最後に、特別徴収に係る対応についてのお尋ねがありました。

本税の徴収に当たりましては、旅客、事業者及び税務当局の便宜を考慮いたしまして、事業者が旅客から徴収し国に納付する特別徴収方式を基本といたしております。

いたしております。

今後、事業を所管いたします国土交通省とも連携をいたし、過度な事務負担とならないように対応していかねばならぬと考えております。(拍手)

(國務大臣石井啓一君登壇、拍手)

○國務大臣(石井啓一君) 宮崎議員にお答えをいたします。

國際観光振興施策についてお尋ねがありました。

安倍政権では、観光を地方創生の切り札、成長戦略の柱として位置付け、明日の日本を支える観光ビジョンにおいて掲げられました訪日外国人旅行者数二〇二〇年四千万人、消費額八兆円等の目標を実現するため、観光ビジョンに掲げられました三つの視点、すなわち、第一に、観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に、第二に、観光産業を革新し、國際競争力を高め、我が国の基幹産業に、第三に、全ての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境にといった視点に立つて、政府全体、官民一体となって施策を展開していくこととしております。

昨年の訪日外国人旅行者数は一九％増の二千八百六十九万人、消費額は一八％増の四兆四千六百一十億円と、いずれも過去最高を記録しておりますが、目標達成にはいまだ道半ばであり、目標実現には、特定の地域に集中している旅行者の全国各地への来訪、滞在の更なる拡大、団体旅行から個人旅行への訪日旅行形態の急速な変化といった課題に対し、より高次元な観光施策を展開していく必要があると考えております。

今般、創設予定の國際観光旅客税については、高次元の観光施策に充てるべく國際観光振興法の改正案を提出させていただいているところであり、こうした財源も活用しながら、引き続き、観光先進国の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

訪日外国人旅行者の消費拡大についてお尋ねがありました。

昨年の訪日外国人旅行者数は二千八百六十九万人、旅行消費額は四・四兆円と、いずれも過去最高を記録したところでありますが、一人当たりの旅行消費額は約十五・四万円と横ばいに推移しておりまして、二〇二〇年の旅行消費額八兆円目標を達成するには、体験型観光の充実を図り、各観光地での滞在の長期化を促すなど、様々な面で外国人旅行者の消費を促していく必要があります。

このため、文化財や国立公園等に関する多言語解説の充実や各地域における体験型観光充実を図るとともに、これらの観光資源の魅力を海外に対して的確に発信することにより、外国人旅行者の来訪を促進するとともに、できるだけ長く滞在してもらえよう、引き続き取り組んでまいります。

また、日本を訪れた外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境整備をし、訪日外国人旅行者の満足度の向上やリピーターの獲得に努めてまいります。

あわせて、日本人の国内旅行の消費拡大についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、旅行消費額全体から見れば依然として国内観光が約八割を占めており、国内観光の振興を図ることは大変重要であります。

このため、明日の日本を支える観光ビジョンにおきまして、日本人が旅行しやすい環境をつくるため、休暇改革を施策の柱の一つとして掲げており、今年度から本格実施をいたします大人と子供が一緒にまとまった休日を過ごす機会を創出いたしますキッズウィークなどの取組をより一層推進してまいります。

また、この観光ビジョンに盛り込まれ、現在、政府一丸となって取り組んでおりますインバウンド観光促進のための施策の多くも、国内観光の振

興に資するものであります。

引き続き、観光ビジョンの施策の推進により、外国人のみならず、日本人にとっても魅力ある観光地づくりの推進や観光サービスの改善等により、インバウンド観光促進と併せて、国内観光の更なる振興を図ってまいります。

東北地方の観光復興についてお尋ねがありました。

東北地方における外国人宿泊者数は、震災前と比較して一八七％となっており、二〇一七年の速報値として約九十五万人泊にまで数字を伸ばしているものの、全国の水準と比較すると伸び率は必ずしも高くない状況であります。

このため、日本国内のゴールデンルートに集中する傾向にある外国人旅行者の東北地方への訪問意識を高め、滞在の促進に向けまして、各地域独自の様々な観光資源を活用する滞在コンテンツの充実強化、快適な旅行環境を実現するための受入れ環境整備、各地域の魅力を発信するプロモーション強化などについて取り組む必要があります。

政府は、二〇二〇年に東北六県の外国人延べ宿泊者数を百五十万人泊とする目標を掲げ、その実現に向け、二〇一六年を東北観光復興元年とし、東北観光復興対策交付金を創設して地域の取組を支援するとともに、日本政府観光局による東北地方への集中的な訪日プロモーションとして全世界を対象としたデスティネーションキャンペーンを開始し、本年度も実施しているところであります。

東北各地において観光客呼び込むコンテンツの磨き上げを行うとともに、各地の空港におけるチャーター便の誘致、仙台国際空港からの電車、バス、タクシー、レンタカーによる二次交通の整備を進めるほか、観光周遊に必要な案内情報の多言語表記や宿泊施設等各施設のWi-Fi導入な

ど、受入れ体制の整備を進めております。

また、日本政府観光局においては、海外の著名人を活用したグローバルメディアによる情報発信や、旅行会社、メディアの招聘、オンライン旅行会社等と連携した送客促進などを行い、東北の魅力海外に発信し、集中的なプロモーションを実施しております。

国土交通省といたしましては、復興の象徴の一つである東北絆まつり、二〇一九年に釜石市で試合が開催されますラグビーワールドカップ、復興五輪と位置付けられる二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの機会も十分に活用し、引き続き、東北地方の観光復興に向け、全力で取り組んでまいります。(拍手)

○議長 伊達忠一君 山添拓君。

(山添拓君登壇、拍手)

○山添拓君 日本共産党を代表し、国際観光旅客税法案について質問します。

法案に先立ち、森友問題について伺います。証人喚問で佐川前理財局長は、疑惑の核心を一切語らず、刑事訴追のおそれと関係のないことまで証言を拒否し、一方で、安倍首相や安倍昭恵氏、官邸については、関与も影響もなかったと、根拠も示さず繰り返して断言しました。

佐川氏は、国有地売却の交渉当事者ではなく、前任の迫田氏からは引継ぎを受けなかったと証言しています。ならば、迫田氏に国会で説明させるべきではありませんか。財務大臣の答弁を求めます。

読売新聞の世論調査で、佐川氏の説明に納得できないが七五％に上りました。首相官邸前の抗議行動に初めて参加したある男性は、この問題が長引いている責任は政府にあると怒りを示しています。これが多くの国民の率直な思いではないでしょうか。

特別扱いで土地の貸付け、売却を認めた決裁文書を、いつ、誰が、誰の指示で、何のために改ざんしたのか。財務省は、改ざん問題が報じられて一月がたつにもかかわらず、こうした疑問に全く答えていません。十四もの決裁文書で改ざんがあったことは動かぬ事実です。僅か一年前のことです。なぜいまだに改ざんの経緯や理由を一切明らかにできないのですか。そのこと自体、財務大臣の重大な責任ではありませんか。

麻生大臣は、先日、森友の方がTPPより大事かとの暴言を吐きました。改ざん文書を国会に提出、虚偽答弁を重ね、国政調査権をじゅうりんし、国民と国会を欺き続けてきた、国民主権と議会制民主主義という憲法の基本原理を根幹から揺るがす歴史的犯罪を起こした事態の重さをどう受け止めているのですか。改めて反省と謝罪を求めます。

そもそも、なぜ国民の財産である国有地がただ同然で森友学園に売却されたのか。

佐川氏は、不動産鑑定に掛けた価格であるから適正だと述べました。大阪航空局が行った、ごみの撤去費用の見積りを前提とした鑑定です。ところが、その見積りは今やあらゆる面で根拠を失っています。

近畿財務局と大阪航空局が同席する場で口裏合わせてごみを捏造した事実が、音声データによって明らかです。調査を行った業者も、国や学園に求められ虚偽の報告をしたと証言しています。航空局がごみの深さを示す証拠だという写真も、目盛りすら読めない代物です。そのため、航空局の見積りは、十分な根拠が見出せず慎重な調査検討を欠いていたと、会計検査院から指摘されるに至っています。

国交省は、ごみの撤去費用の見積りが正しかったのかどうか、なぜ自ら調査しようとしなかったのか。この問題がいまだに解明されないのは、調

査、検証をかくく拒否する国交大臣の責任ではありませんか。答弁を求めます。

政府・与党からは、政治家らの関与について、疑いが晴れた、首相夫人が関与していないことがはっきりしたなどと国民の意識と懸け離れた発言も聞かれますが、これで幕引きなど到底許されないことを強く主張した上で、法案について質問いたします。

国際観光旅客税は、観光先進国の実現に向けた整備のための財源確保を目的とするといえます。日本の文化や歴史、自然などの魅力が広がり、訪れる外国人が増えることは歓迎すべきであり、何れでも訪れたいと思うような魅力を広げる努力も必要です。問題は、現在進められている施策が本来求められる観光政策の理念に即していると言えるのか、新税は本当に必要なものかという点です。

安倍政権は、訪日外国人客を二〇二〇年四千万人、二〇三〇年六千万人へと目標を掲げ、観光を成長戦略の柱の一つに位置付けました。その中身は、もうけ本位の観光ビジョンであり、大規模開発と規制緩和で、住民生活への配慮なく受入れ体制をひたすら拡充しようというものです。文化財も保護よりもうけを優先する活用を推進し、文化的、歴史的価値を損ない、中長期的に見れば観光資源を失うおそれさえあります。

首都圏空港の国際線を増便するため、二〇二〇年までに羽田、成田で合計八万回の発着枠を拡大するといえます。都心上空の低空飛行ルート、夜間飛行制限の更なる緩和や新滑走路の建設により、周辺住民に、騒音や落下物、事故の危険など、新たな負担をもたらすことをどう考えるのですか。住民や自治体から懸念や反対の声が多数上がっている事実をどう認識しているのですか。

さらに、六月からは民泊まで解禁するといえます。管理者が常駐せず、管理体制もない密室で、殺人事件や麻薬密売の隠れ家利用されたという

ニュースが相次いでいます。京都市の民泊通報・相談窓口には悲鳴のような苦情が押し寄せ、自治体では対応できない状態だといえます。

違法民泊の指導や取締りもままならず、住環境の悪化や火災の危険など、既に住民生活が脅かされています。見切り発車で民泊解禁など、やめるべきではありませんか。

観光立国推進基本法に定める観光の基本理念は、住んでよし、訪れてよしの観光まちづくりです。もうけ優先で大規模開発や規制緩和を押し進め、地域住民が不安や迷惑を感じ、住み続けられなくなるようでは、観光客にとっても魅力が失われてしまいます。住んでよしでこそ訪れてよしだと考えますが、政府はこの立場を投げ捨てたのですか。

以上、国交大臣に答弁を求めます。
本法案による新税は、国税としては二十七年ぶりのものです。本来なら、十分な意見集約と議論の上で提案されるべきものです。なぜこれほど拙速に導入を進めるのですか。しかも、新税は、政府自身が無駄遣いの温床になるとしてきた特定財源とされます。なぜ特定財源にしなければならぬのか、財務大臣、明確にお答えください。

特定財源による新税の導入を急ぐのは、使い勝手の良い財源を安易につくろうとするからにほかなりません。この間、観光振興の名目で大型開発絡みの予算が増大してきました。新税も、結局、従来型の公共事業を拡大するために使われるのではありませんか。

昨日の国土交通委員会での私の質問に、大臣は、新税がカジノを含むIRの整備に使われる可能性を否定しませんでした。世論調査では、カジノ解禁反対という国民の声が六割、七割に達しています。それは、賭博が刑法で禁じられた犯罪であり、ギャンブル依存症を蔓延させ、青少年にも悪影響を及ぼすからです。

改めて伺います。賭博場のために新税を使うというのですか。国交大臣、明確にお答えください。

なお、出国時に課税するやり方は、国際連帯税の方式として長年にわたり検討されてきました。国際連帯税は、その財源を温暖化や飢餓、感染症など、地球規模の課題の対策に充てようというもので、超党派の国会議員と市民団体の間で議論が重ねられてきました。今回の新税は、その課税方式だけをこそくにも借用し、国際連帯税の崇高な目的をないがしろにしようとするものであり、多くの市民から怒りの声が上がっています。財務大臣、この声にどう応えますか。

もうけ本位のゆがんだ観光戦略のために拙速な議論で安易に新税を創設しようとするなど、何重にも誤りを重ねるものです。日本の文化や自然を大切に、住む人も訪れる人も気持ちよく過ごせる観光政策への転換を求めて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)
○国務大臣(麻生太郎君) 山添議員から、森友学園への国有地貸付け、売却に関する決裁文書の書換え、国際観光旅客税について、計六問のお尋ねがあつております。

まず、迫田氏の国会での説明についてのお尋ねがありました。証人喚問におけます証人の発言についてのコメントは差し控えていただきます。

また、国会の運営に関する話につきましても、これは国会でお決めることだと考えております。その上で、迫田元財務局長につきましても、昨年三月二十四日の参議院予算委員会に参考人として招致され、既に質疑が実施されているものと承知をいたしております。

次に、決裁文書の書換えの経緯や理由についてのお尋ねがありました。

決裁文書の書換えにつきましては、私から指示をいたした上で、全省挙げて書換えの事実について調査を行い、書換えは昨年の二月下旬から四月にかけて本省理財局によって行われていたことが既に明らかになっております。

さらに、決裁文書の書換えの経緯や目的につきましても、今後、進行中の捜査にも全面的に協力するとともに、財務省として引き続き更なる調査を進め、しっかりと全容を解明してまいりたいと考えております。その上で、二度とこうしたことが起こらないよう、信頼回復に向けて取組を行っていくということで職責を果たしてまいりたいと考えております。

次に、決裁文書の書換えに関する事態の重さについての私の認識についてのお尋ねがありました。

決裁を経た公式行政文書につきましても書換えを行うようなことは、極めてゆゆしきことなのであつて、誠に遺憾であり、私としても深くおわびを申し上げなければならぬことだと度々申し上げさせていただいております。二度とこうしたことが起こらないよう、信頼回復に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、新税創設に当たつての検討についてのお尋ねがありました。

観光財源の確保については、一昨年三月の観光ビジョンや昨年四月の未来投資戦略二〇一七に明記し、観光庁で検討会を開催するなど、有識者や事業者の意見も踏まえつつ、政府内で丁寧な検討を進めてきたところであります。

その後、与党の税制調査会において精力的に御議論をいただいた結果、国際観光旅客税の創設を提案することになったものであり、拙速との御批判は当たらないものだと考えております。

次に、国際観光旅客税を特定財源とした理由についてのお尋ねがありました。

特定財源の制度というものは、従来より、当該財源の使途があらかじめ限定されることにより必要な支出を招きかねないという指摘がある一方、受益者に直接負担を求めることに合理性があり、受益と負担の關係の明確化を通じて負担についての理解を得やすいというメリットがあります。

今回の国際観光旅客税は、快適に旅行できる環境の整備を始め、高次元の観光施策に充当する財源として、受益を受ける旅行者、旅客に負担を求めるものであり、受益と負担の關係が明確であることから、特定財源としたものであります。

最後に、国際連帯税との關係についてのお尋ねがありました。

国際連帯税は、一般的には、貧困問題、環境問題などの地球規模の問題への対策のための財源確保を目的とした税を指すものと認識をいたしております。課税の対象や税収の使途など、その具体的な検討は進展していないと承知をいたしております。

他方、国際観光旅客税は、観光は成長戦略の柱、地方創生の切り札との認識の下、観光施策の充実を図るための財源を確保する観点から、政府や与党における具体的な検討を経て創設するものであります。(拍手)

(国務大臣石井啓一 君登壇、拍手)

○国務大臣(石井啓一 君) 山添議員にお答えをいたします。

森友学園への国有地売却についてお尋ねがありました。

大阪航空局の見積りにつきましては、これまで御説明しているとおり、当時検証可能なあらゆる材料を用いて行われたものであります。

本件土地につきましては、現に校舎が存置されており、また、現在も森友学園側と土地や存置さ

れている建物の取扱いを含め様々な交渉を行っているところでありますので、直ちに本件土地の地下の詳細な調査を行うことは困難と考えております。

首都圏空港の機能強化が住民などに与える影響についてお尋ねがありました。

国土交通省としては、急増する訪日外国人旅行者の受入れ、我が国の国際競争力の強化、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックの円滑な開催などの観点から、首都圏空港の機能強化は必要不可欠であると考えております。

一方で、首都圏空港の機能強化に当たっては、落下物や航空機騒音に対する懸念の声などがあることは承知をしております。このため、落下物防止対策基準の策定、義務化、補償の充実などの落下物対策や、防音工事の充実強化などの騒音対策などに取り組んでいるところであります。

こうした取組や機能強化の必要性などについては、住民説明会などを通じて丁寧に説明させていただいているところであります。

今後とも、落下物対策や騒音対策などを着実に実施するとともに、引き続き、住民や関係自治体の方々に丁寧な情報提供を行い、首都圏空港の機能強化について御理解いただけるよう努めてまいります。

民泊についてお尋ねがありました。

住宅宿泊事業法は、急速に拡大するいわゆる民泊サービスについて、必ずしも安全面、衛生面の確保がなされていないことや、騒音やごみ出しなどによる近隣トラブルが発生していることなどに

対応するため、一定のルールを定め、健全な民泊の普及を図るものとして制定されました。

同法においては、住宅宿泊事業を行うとする者に対して、都道府県知事等へ届出を義務付けるとともに、届出住宅への標識の掲示を義務付ける

ことで匿名性を排除しております。

さらに、住宅宿泊仲介業者としての登録を義務付けるとともに、仲介を行うに当たって届出の有無を確認すること等を義務付けるなど、違法民泊の取締り強化に資する様々な仕組みを導入することとしております。

国土交通省としては、住宅宿泊事業法を施行し、これらの制度の運用を開始するとともに、改正旅館業法に基づき違法民泊への取締りを強化することにより、民泊サービスの適正化に取り組みが必要であると考えております。

観光政策の基本理念についてお尋ねがありました。

住んでよし、訪れてよしの国づくりは、観光立国の実現に関する施策の基本理念であり、観光立国推進基本法第二条においては、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが特に重要であると規定をされております。

国土交通省としては、観光施策はこの基本理念に基づいて実行されるべきものと考えております。明日の日本を支える観光ビジョンの中では、地域の経済や経済の好循環が創出されるといった経済的な側面も盛り込まれておりますが、必ずしもそうした側面だけでなく、例えば、我が国の自然や文化といった豊富で多様な観光資源を誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていく必要があること、高齢者や障害者等を含めた全ての旅行者が旅の喜びを実感できるような社会を築いていく必要があることなどといったことも盛り込まれており、様々な観点から観光施策の必要性が位置付けられているものと認識をしております。

このため、観光立国の実現に関する施策の基本理念である、住んでよし、訪れてよしの国づくり

の考え方は、いさかも揺らぐものではないと考えております。

新税の使途に従来の公共事業が含まれるのかについてお尋ねがありました。

国際観光旅客税の税収、いわゆる観光財源については、二〇二〇年訪日外国人旅行者数四千万人等の目標達成に向け、第一に、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、第二に、我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、第三に、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上の三つの分野に充当する旨を国際観光振興法案第十二条第一項に規定をしております。

また、観光財源は既存施策の財源の単なる穴埋めとすべきではなく、同財源を充当する施策は、受益と負担の關係から負担者の納得が得られること等を基本とすることとしております。

このため、公共事業関係費を含め、これまで一般財源で行っていた既存事業を、観光財源を充当する事業に単に振り替えていくことは困難であると考えております。

いずれにしても、観光財源の使途につきましては、これまで申し上げた考え方を基本といたしまして、民間有識者の意見も踏まえつつ、中身をしっかりと精査してまいりたいと考えております。

国際観光旅客税の使途についてお尋ねがありました。

IRについては、現在、内閣官房において具体的な制度の設計に関する検討を行っている段階であり、IR整備法案もまだ提出していない状況であります。現にIRは存在をしておられませんし、IRをつくるための制度もできていない状況でありますので、現時点では観光財源を充てることはできないと考えております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 室井邦彦君。

〔室井邦彦君登壇、拍手〕

○室井邦彦君 日本維新の会の室井邦彦です。

本日の議案について質問いたします。

人口減少が進み、国内市場に限りがある我が国にとって、観光立国に向けての取組は重要性を増しています。

昨年の訪日外国人客数は二千八百六十九万人で前年比一九・三％増、訪日外国人客の国内消費額は四兆円を突破するなど、インバウンド市場は拡大を続けております。明日の日本を支える観光ビジョンでは、二〇二〇年に訪日外国人旅行者数を四千万人、訪日外国人旅行消費額を八兆円とし、さらに二〇三〇年に、それを六千万人、十五兆円とすることなどが目標として定められており、産業政策としてインバウンド消費を伸ばしていく意味においても、訪日外国人に対するサービスを充実させる必要性は高いと考えます。

地方それぞれが観光資源の魅力を高め、今後の地方創生の礎とすることが観光立国の視点の一つと考えられます。そのために、地方の自主的な取組を高めるために、新税で見込まれる約四百三十億円の一部を地方が自由に使えるように地方自治体に譲与することが適切であると考えます。二十七年ぶりの新税ですから、国が独り占めにしてしまうことは公平ではありません。地方創生のために国際観光旅客税の一部を譲与税にすることについて、麻生財務大臣の御所見をお聞かせをください。

特に、現在のインバウンド消費は、東京、大阪などの大都市圏に集中している傾向が見られますが、これは、地方の魅力ある観光資源を利用して地方創生を実現することが重要となります。地方における観光戦略に対する国からの支援の考え方について、石井国交大臣、お答えをください。

観光関係の租税は、OECDの調査報告によれば、

ば、出入国、航空旅行及び宿泊のいずれかの行為に着目して負担を求めることが代表的であることを指摘しています。

日本国内において、例えば大阪府では、平成二十九年一月一日から法定外目的税として宿泊税を導入しました。これは、大阪府内のホテル、旅館、そして特区民泊に関わる施設に宿泊する人に対して一定の課税をするものですが、この宿泊税により、二〇二五年の大阪万博の誘致や来年のG20といった国際会議の開催などを行う国際都市大阪をアピールする国内外のプロモーションを推進するために使われています。

そして、もう一つの課税着目点として考えられるものに航空旅行があります。政府は、航空旅行に関する租税は検討されたのでしょうか。そして、今後、航空旅行課税を導入することを政府は考えているのでしょうか。石井国交大臣、御見解をお伺いをいたします。

新たな税が導入される、日本、外国人共に一回の出国につき千円が課されることとなります。税には受益者負担が適切であると考えますが、新税の使途のうち、我が国の多様な魅力に関する情報入手の容易化や、地域固有の文化や観光資源の整備などによる地域での体験滞在の満足度の向上というものは、国外に出国する日本人に直接的に係するとは思えません。日本人出国者が受ける便益は少ないように思えます。なぜ国外に出国する日本人に課税するのでしょうか。受益者負担の原則からすると、この税は日本人旅行者には課税すべきではなく、外国人旅行者から利益を得る旅行業界に課税することが適切なのではないのでしょうか。なぜ日本人の出国者を対象としているのか、麻生財務大臣、お答えをください。

日本人旅行者が税負担をする妥当性については、最新技術を活用した顔認証ゲートや税関検査場電子化ゲートの整備等による税関、入国管理な

どのいわゆるC-I-Q体制の整備や、日本人旅行者が安心して海外旅行ができる情報プラットフォームの構築などに充当するためという答弁が衆議院の国交委員会でありました。平成三十年度の歳入見込みが六十億円に対して、この情報プラットフォーム構築については僅か一億円、ゲート整備は二十億円です。一度整備されればあとはメンテナンス費用だけです。見込まれる年間の四百三十億円の税収に比べればごく僅かです。負担と便益がバランスしているとは思えません。

出入国管理統計によると、平成二十八年の日本人出国者数は約千七百二十万人に上っています。多くの日本人が税負担をするにもかかわらず、受ける便益は限定的であると考えますが、石井国交大臣の御所見をお伺いをいたします。

観光関連予算は、国交省だけでなく、農水省、経産省など複数の省庁において計上されており、合計三千二百億円に上るとも言われていますが、新税の税収については、従来の観光事業予算に充当されるのではなく、外国人旅行者に対して利便性を高めるような整備を進めるという点については、これまで対応が遅れていたということもあり、一定の評価をしております。

世界経済フォーラムの観光競争力レポート二〇一七年における社会基盤領域の中の観光サービス関連インフラに関する評価が百三十六か国中の二十九位である現状を受け、スコアの向上に向けた具体的な取組について新しい国際観光旅客税をどのように活用して進めていくのか、石井国交大臣、お答えをください。

また、外国人旅行者の増加は、インバウンド市場の活況による経済効果だけでなく、白タク問題や訪日客の医療費未払問題という課題も発生しています。

そもそも無許可の白タクが走り回っていること自体が法治国家とは言い難い状況にあります。利

用者の安全を最優先に考えなければなりません。外国観光客が、日本は快適に旅行ができる国だという印象を持って、再び日本を訪れていただけ環境を整備することが大切であります。

また、白タクには、一般的には交通事故が起きた場合の保険が掛けられていません。営業用タクシーに比べて白タクが危険な存在であることを認識しないまま利用されているのが実態であります。旅行者に白タクを利用しないよう周知徹底させる取組も始まりましたが、外国人旅行者に浸透するまでにはまだまだ時間が掛かります。

昨年度の近畿運輸局が行った訪日外国人旅行者の医療分野における受入体制整備実証事業における結果においても、未払金額の約九割が三次救急医療機関に集中し、未払金平均額も三次救急医療機関は二次救急医療機関の十倍以上の額と、医療費未払問題は、高度な治療が求められる一部の医療機関に集中している可能性が高いとの報告があります。

国においても、訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループを設置し対策を検討するとされていますが、税の使途として、訪日外国人客に対する利便性向上に対する取組だけではなく、インバウンドが拡大することによって発生する様々な課題解決について予算充当の必要があるのではないのでしょうか。石井国交大臣、加藤厚労大臣、それぞれお答えをください。

我が党は、今後も、是は是として、非は非として、未来志向の建設的な議論を闘わせていくことを改めて国民の皆様にお約束をし、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 室井議員からは、国際観光旅客税について、計二問お尋ねがあつております。

まず、国際観光旅客税による財源を地方に譲与することについてお尋ねがありました。

訪日外国観光客約四千万人目標を始めとする観光先進国の実現というものは、国が先頭に立つて進めている政策であります。スムーズな出入国手続を始め、快適に旅行ができる環境の整備は国にとりまして喫緊の課題でありますことから、まずは国が主体として実施する観光施策の財源とすることが適当であると考えております。

なお、議員御指摘のような仕組みといたす場合に、譲与された財源が観光施策に充当されることをどう担保するのか、また、譲与基準としてどのような客観的指標を用いなければならないのかといった課題があるかと存じております。

次に、国際観光旅客税の課税の対象についての御尋ねがありました。

国際観光旅客税を財源として講じられます観光施策には、日本人にとりまして、出入国環境の円滑化、また利便性の向上といったような受益があります。こうした受益と負担の観点を踏まえまして、課税対象に日本人を含めることといたしております。

また、御指摘の旅行業界への課税に関しては、その意味するところがちよつと、必ずしも明確ではありませんけれども、諸外国の事例というものにおきましてはそのような類型が見られなかったことなどを踏まえまして、具体的な検討は現在行つてはおりません。(拍手)

(国務大臣石井啓一君登壇、拍手)

○国務大臣(石井啓一君) 室井議員にお答えをいたします。

地方における観光戦略に対する国からの支援の考え方についてお尋ねがありました。

観光は我が国の地方創生の柱であり、明日の日本を支える観光ビジョンにおきまして、観光先進国への三つの視点の一つとして、観光資源の魅

力を極め、地方創生の礎にと明記されており、訪日外国人旅行者の地方誘客を進め、その経済効果を全国に波及させていくことは大変重要であると考えております。

昨年の三大都市圏以外の地方部における外国人延べ宿泊者数は三千八百八十八万人泊と対前年比プラス一・一五・八％と、三大都市圏の対前年比プラス一〇・二％を上回り、着実に地方への誘客が進んでいると考えております。

他方、観光ビジョンに掲げました二〇二〇年地方部における外国人延べ宿泊者数七千万人泊の目標の達成を通じて、訪日外国人旅行者の地方誘客を進め、その経済効果を全国に波及させていくためには、これまで以上に訪日外国人旅行者の地方への来訪、滞在拡大につながる取組を強化していく必要があります。

そのためには、各地域において、観光地域のマネジメント及びマーケティングを担う法人であるDMOが中心となり、多様な関係者が広域的に連携した上で取組を進めることが重要です。

このため、国土交通省としましては、地方における観光戦略に対し、地域固有の自然や生活、文化を活用しながら、各地域における体験型観光の充実を図るとともに、広域連携DMO、地域単位のDMO、地方公共団体等の多様な関係者による広域的な連携を図る観点から支援を行い、訪日外国人旅行者の地方への来訪、滞在の促進をより一層進めてまいりたいと考えております。

航空旅行への課税の検討及び今後の航空旅行課税の導入可能性についてお尋ねがありました。

今般の国際観光旅客税は、昨年三月の観光ビジョンにおいて、観光立国の受益者の負担による観光財源の確保を目指した検討を踏まえ創設されるものであります。

観光財源の確保策については、昨年九月の観光庁の有識者検討会において、諸外国の観光振興施

策を参考に、観光関係の公租公課に関するOEC Dの調査報告書に掲げられた、出入国、国内線を含めた航空旅行及び宿泊の三つの分野における導入可能性について検討がなされました。

その中でも、議員御指摘の国内航空旅行についても検討されましたが、負担者の大半が日本人となるほか、既存の負担との関係もあることから、事業者から反対の声が大きかったものと承知をしております。したがって、観光財源の確保という観点から、今後、航空旅行に課税するということは考えておりません。

国際観光旅客税について、日本人出国者が税負担をする妥当性についてお尋ねがありました。国際観光旅客税は、観光立国の受益者の負担による方法による観光財源の確保を目指した検討を踏まえ創設されるものであります。

二〇二〇年四千万人目標等の達成に向けて講じられる観光施策は、空港、港湾の出入国環境の円滑化、利便性向上等が含まれるとともに、国際航空・海運ネットワークの維持拡大にも資することをお勧めすれば、我が国と外国の往來の起点である出入国という行為に着目し、日本人、外国人、双方の出国者に広く薄く負担を求めることは、受益との関連でも一定の合理性があると考えられます。

今回の観光財源を充当する施策については、スムーズな出入国手続を始め、快適に旅行できる環境の整備などの国際観光振興施策に充て、日本人を含め、受益と負担の関係から負担者の納得が得られることを基本としており、今国会に提出をしております国際観光振興法の改正法案においてもその旨を規定しております。

平成三十一年度以降の国際観光旅客税を充当する具体的な施策、事業について、民間有識者の意見も踏まえつつ、ただいま申し上げた基本的な考え方を踏まえ、負担をお願いをする日本人出国者

の方々にも御理解が得られるよう、個々の中身をしっかりと精査してまいりたいと考えております。我が国の観光サービス関連インフラの向上に向けた取組についてお尋ねがありました。

御指摘の世界経済フォーラムが実施しました旅行・観光ランキング二〇一七年において、日本は、総合順位は四位と高い評価を得ておりますが、観光サービスインフラの項目では、リーズナブルなものから高級志向のものまで幅広い宿泊施設が十分でないことなどから二十九位と、必ずしも高い評価を得ていない項目があるところであります。この点につきましては、ホテル、リゾート、娯楽施設の質を旅行者目線で改善するとともに、観光産業における生産性向上に向けた取組を講じていく必要があると考えております。

これまでも、国土交通省では、宿泊施設におけるWiFiの設置やトイレの洋式化等への支援、バリアフリー化のための改修等への支援を行っているほか、先進的な取組を行っている宿泊施設の経営者を招き、全国でセミナー及びワークショップを開催をし、先進事例の水平展開を図るとともに、ICTの活用等による業務の見直し、効率化等の支援を行っております。

今後とも、我が国の観光サービスの質の向上に向け、新しい観光財源も活用しながら必要な施策を講じてまいります。

インバウンドが拡大することによって発生しております白タク問題や医療費不払問題などへの予算充当の必要性についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、訪日外国人旅行者の急増等により様々な負の影響が生じている状況に対して適切に対処することは、今後、我が国が観光先進国になる上で避けて通れないステップであります。そのため、地域レベル、広域レベルで、規制、プライシング、インセンティブなど、様々な手法を

組み合わせながら必要な取組を検討していく必要があると考えております。

まず、御指摘の白タク行為は、道路運送法違反であり、利用者の安全、安心の観点から問題があります。国土交通省では、警察庁、法務省、業界団体等と連携をし、各地で取締りを強化しております。対策を行う中で、報道等により、昨年は三件七名、本年は六件八名が道路運送法違反等の疑いで逮捕されたと承知をしております。

一方で、観光先進国の実現に向けては、訪日外国人がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、タクシースービスの向上が不可欠であります。国土交通省としては、事業者によるサービス向上のための取組についても必要な支援をしてまいります。

また、訪日客に対する医療提供についても、旅行中の急なけが、病気の際の不安なく滞在を楽しんでいただけるよう、明日の日本を支える観光ビジョン等に基づき、これまで厚生労働省と連携をしまして、訪日客に対する旅行保険の加入促進、外国人患者の受入れ体制が整備された医療機関の整備、訪日客受入れ可能な医療機関情報の多言語発信、充実などに取り組んでまいりました。

先般、内閣官房健康・医療戦略室の下に関係省庁が構成員となりました訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループが設置されたところであります。今後、この枠組みも活用して省庁横断的に検討を深めてまいりたいと存じます。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇、拍手)

○国務大臣(加藤勝信君) 室井邦彦議員より御質問を頂戴いたしました。

訪日外国人の医療費未払の問題についてお尋ねがありました。

訪日外国人が増加する中、外国人が安心、安全に日本の医療機関を受診できる体制を整備するこ

とが重要である一方、医療機関からは、訪日外国人との間の意思疎通の問題や未収金発生の問題などの課題が指摘をされております。

この未収金の問題に関しては、言語や文化の違いが原因の一つであると考えられます。このため、厚生労働省としましては、これまで未収金発生を予防する観点から、予算事業により、医療通訳者の医療機関への配置や多言語資料の作成、普及などの取組を進めてまいりました。今後は基幹となる医療機関だけではなく、地域全体で体制整備することも重要だと考えており、平成三十年度は地域特性に応じた外国人患者受入れ体制のモデル構築事業を開始する予定であります。

また、このような様々な課題に政府一体となつて対応していくため、三月二十二日に内閣官房の下に訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループが設置をされました。このワーキンググループでは、未収金の発生の防止策を含めて、訪日外国人に対する医療の提供に関する広範かつ具体的な取組が議論される予定であります。

また、国際旅客観光税の使途に関しては、厚生労働省も検討にしっかりと参加していきたいと考えております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊達忠一君) 日程第一 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。国土交通委員長野田国義君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(野田国義君登壇、拍手)

○野田国義君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際観光の一層の振興を図るため、基本方針及び外客来訪促進計画の記載事項等の整備並びに外国人観光客が公共交通機関を円滑に利用するための措置の拡充を行うとともに、国際観光振興施策に必要な経費の財源に関する特別の措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国際観光旅客税を財源とする施策の在り方、外国人観光客の地方への誘客促進、観光基盤の拡充強化の方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局した後、自由民主党・こころ及び公明党を代表して酒井庸行理事より、施行期日を本年四月一日から公布の日に改めることを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山添拓委員より原案及び修正案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三

賛成 二百七

反対 二十六

よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十八分散会

出席者は左のとおり。

議員		議長	
議員	副議長	伊達 忠一君	郡司 彰君
		高木かおり君	平木 大作君
新妻 秀規君	片山 大介君	竹内 真二君	里見 隆治君
小野田紀美君	石井 苗子君	伊藤 孝江君	三浦 信祐君
熊野 正士君	小川 克己君	清水 貴之君	高瀬 弘美君
佐々木さやか君	河野 義博君	宮崎 勝君	石田 昌宏君
藤巻 健史君	儀間 光男君	杉 久武君	秋野 公造君
竹谷とし子君	石川 博崇君	石井 正弘君	井原 巧君

浅田 均君	石井 章君
横山 信一君	谷合 正明君
矢倉 克夫君	若松 謙維君
水落 敏榮君	野上浩太郎君
片山虎之助君	東 徹君
室井 邦彦君	浜田 昌良君
山本 香苗君	山口 博司君
西田 実仁君	山口那津男君
魚住裕一郎君	中川 雅治君
上月 良祐君	高橋 克法君
長峯 誠君	堀井 巖君
山下 雄平君	自見はなこ君
こやり隆史君	佐藤 啓君
進藤金日子君	徳茂 雅之君
中西 哲君	今井絵理子君
朝日健太郎君	青山 繁晴君
足立 敏之君	和田 政宗君
古賀友一郎君	太田 房江君
大野 泰正君	北村 経夫君
酒井 庸行君	島田 三郎君
島村 大君	高野光二郎君
大家 敏志君	中西 健治君
赤池 誠章君	江島 潔君
渡辺 猛之君	藤川 政人君
長谷川 岳君	末松 信介君
佐藤 正久君	牧野たかお君
平野 達男君	片山さつき君
石井 準一君	松村 祥史君
山本 順三君	世耕 弘成君
衛藤 晟一君	藤井 基之君
山谷えり子君	山本 一太君
武見 敏三君	岡田 直樹君
吉田 博美君	山田 修路君
元榮太一郎君	山口 和之君
平山佐知子君	伊波 洋一君
松川 るい君	藤木 眞也君
宮島 喜文君	渡辺 喜美君

藤末 健三君	糸数 慶子君
渡辺美知太郎君	山田 宏君
そのだ修光君	井上 義行君
阿達 雅志君	渡邊 美樹君
滝沢 求君	滝波 宏文君
柘植 芳文君	堂故 茂君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
二之湯武史君	羽生田 俊君
高階恵美子君	中西 祐介君
宇都 隆史君	上野 通子君
岩井 茂樹君	磯崎 仁彦君
石井 浩郎君	青木 一彦君
関口 昌一君	西田 昌司君
塚田 一郎君	二之湯 智君
野村 哲郎君	松下 新平君
福岡 資麿君	猪口 邦子君
橋本 聖子君	愛知 治郎君
宮沢 洋一君	岡田 広君
有村 治子君	金子原二郎君
鶴保 庸介君	柳本 卓治君
木村 義雄君	溝手 顕正君
薬師寺みちよ君	行田 邦子君
木戸口英司君	山本 太郎君
アノニマ猪木君	松沢 成文君
中山 恭子君	青木 愛君
又市 征治君	吉川ゆうみ君
森屋 宏君	宮本 周司君
森 ゆうこ君	福島みずほ君
古賀 之土君	馬場 成志君
舞立 昇治君	三木 亨君
三宅 伸吾君	浜野 喜史君
真山 勇一君	小西 洋之君
舟山 康江君	森 まさこ君
山田 俊男君	丸山 和也君
丸川 珠代君	徳永 エリ君
難波 獎二君	野田 国義君
田名部匡代君	佐藤 信秋君

古川 俊治君	中野 正志君
白 眞敷君	足立 信也君
小林 正夫君	磯崎 哲史君
山崎 正昭君	尾辻 秀久君
中曾根弘文君	大塚 耕平君
増子 輝彦君	櫻井 充君
伊藤 孝恵君	矢田わか子君
江崎 孝君	山添 拓君
宮沢 由佳君	浜口 誠君
有田 芳生君	武田 良介君
杉尾 秀哉君	森本 真治君
石上 俊雄君	川田 龍平君
岩淵 友君	石橋 通宏君
川合 孝典君	大野 元裕君
斎藤 嘉隆君	風間 直樹君
吉良よし子君	倉林 明子君
吉川 沙織君	牧山ひろえ君
大島九州男君	相原久美子君
蓮 舫君	紙 智子君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
芝 博一君	藤田 幸久君
榎葉賀津也君	神本美恵子君
福山 哲郎君	大門実紀史君
井上 哲士君	田村 智子君
那谷屋正義君	小川 敏夫君
羽田雄一郎君	長浜 博行君
小川 勝也君	鉢呂 吉雄君
柳田 稔君	山下 芳生君
市田 忠義君	小池 晃君
国務大臣	
財務大臣	麻生 太郎君
厚生労働大臣	加藤 勝信君
国土交通大臣	石井 啓一君
副大臣	
財務副大臣	木原 稔君

議長の報告事項	
去る三月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員	
総務委員	藤木 眞也君
元榮太一郎君	石井 準一君
野上浩太郎君	
法務委員	森本 真治君
財政金融委員	今井絵理子君
渡邊 美樹君	進藤金日子君
小池 晃君	
農林水産委員	大家 敏志君
石井 準一君	今井絵理子君
経済産業委員	林 芳正君
環境委員	渡邊 美樹君
宮本 周司君	宮本 周司君
森本 真治君	浜野 喜史君
小池 晃君	辰巳孝太郎君
補欠	世耕 弘成君
片山 大介君	

予算委員 辞任 今井絵理子君 補欠 青山 繁晴君	参議院議員有田芳生君提出北朝鮮における日本人遺骨及び墓地問題に関する質問に対する答弁書(第四七号)	一昨二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)
議院運営委員 辞任 青山 繁晴君 補欠 今井絵理子君	参議院議員藤末健三君提出奨学金返還者の負担軽減に関する質問に対する答弁書(第四八号)	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

内閣委員

辞任

小野田紀美君

補欠

高野光二郎君

徳茂 雅之君

山下 雄平君

松川 るい君

石井 準一君

財政金融委員

辞任

石井 準一君

補欠

石井みどり君

山下 雄平君

徳茂 雅之君

三浦 信祐君

宮崎 勝君

文政科学委員

辞任

石井みどり君

補欠

今井絵理子君

高野光二郎君

小野田紀美君

厚生労働委員

辞任

今井絵理子君

補欠

松川 るい君

宮崎 勝君

三浦 信祐君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

舟山 康江君

古賀 之士君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号) 審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員川田龍平君提出意思決定支援等を行う者に対する研修の実施に関する質問に対する答弁書(第五〇号)

審査報告書

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年四月三日

国土交通委員長 野田 国義

参議院議長 伊達 忠一殿

附則第一条中「平成三十年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際観光の一層の振興を図るため、基本方針及び外客来訪促進計画の記載事項等の整備並びに外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するための措置の拡充を行うとともに、国際観光振興施策に必要な経費の財源に関する特別の措置等を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めるが、施行期日について公布の日に変更する修正を行った。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、平成三十年度一般会計予算において、国際観光旅客税財源出入国管理業務費十二億円、国際観光旅客税財源税関業務費八億円、国際観光旅客税財源文化財多言語解説整備費五億円、国際観光旅客税財源観光振興費十九億五千万円、国際観光旅客税財源独立行政法人国際観光振興機構運営費十三億円及び国際観光旅客税財源国際観光資源整備費二億五千万円がそれぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 国際観光旅客税の導入に当たり、課税の対象である出国者に混乱を来さないよう国内外において新制度の周知の徹底を図ること。また、周知に当たっては、納税者の理解が得られるよう、国際観光旅客税の受益と負担の関係について丁寧な説明を行うこと。

二 国際観光旅客税を財源とする施策を実施するための予算の配分に当たっては、透明性や公平性を確保し、使途を厳格にすること。

三 国際観光旅客税の税収を充当する三分野については、予算の適正な運用と透明性を確保するとともに、無駄遣いや野放図な歳出拡大につながるような、公正な第三者機関等による執行状況を厳正に監視する体制を構築すること。

四 国際観光旅客税の税収の使途については、本法施行後三年を目途にその在り方について検討を加え、結果を公表するとともに国会に報告すること。

五 国際観光旅客税を財源とする施策の実施に当たっては、負担者である日本人と訪日外国人旅行者双方が直接的に受益を実感できる使途に充当すべきであり、ストレスフリーで快適かつ安全・安心な旅行が実感できるよう、出入国手続の簡素化、保安検査の円滑化・厳格化等、空港や港湾に係る環境整備の充実を図ること。

六 外国人観光旅客の地方誘客の拡大につながる観光地づくりの実現に意欲的な地域に対し、必要に応じ、文化財の保護にも配慮した観光資源の商品化及びプラットフォーム並びに人材及びノウハウの提供等に係る支援を行うこと。

七 外客来訪促進計画の策定等を行うための協議会が組織される場合においては、地域の実情に応じた多様な主体による均衡の取れた構成により適切かつ円滑に運営され、その実効性が確保されるよう、必要な支援に努めること。

八 外国人観光旅客利便増進措置については、事前の意見聴取を十分に行うとともに、公共交通事業者等に対する必要な支援等を行うこと。また、二次交通や三次交通の充実・強化等を図る取組を推進すること。

九 国際観光旅客税は出国する日本人も課税対象となることに鑑み、国際交流に資するアウトバウンドの活性化につながる取組を強化すること。

右決議する。

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十年三月二十二日

参議院議長 伊達 忠一殿

衆議院議長 大島 理森

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律

目次を次のように改める。

報の提供の促進」を「利便の増進」に、「情報提供促進

進措置」を「外国人観光客利便増進措置」に改め、同条第三項中「公共交通事業者等」の下に「協議会が組織されているときは、関係する公共交通事業者等及び当該協議会」を加える。

第九条の見出しを「外国人観光客利便増進措置の実施」に改め、同条第一項中「情報提供促進措置」を「外国人観光客利便増進措置」に、「次項」を以下この条に、「情報提供促進実施計画」を「外国人観光客利便増進実施計画」に改め、同条第二項中「情報提供促進実施計画」を「外国人観光客利便増進実施計画」に改め、同項各号中「情報提供促進措置」を「外国人観光客利便増進措置」に改め、同条第三項中「第一項の計画」を「外国人観光客利便増進実施計画」に改める。

第十条の見出し及び同条第一項中「情報提供促進措置」を「外国人観光客利便増進措置」に改める。

第十一条に見出しとして「独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置」を付し、同条中「機構」を「独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）」に改める。

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第十四条中「旅行の容易化等」を「来訪」に、「外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化並びに」を「外客来訪促進計画の実施及び外国人観光客に対する」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条中「旅行の容易化等」を「来訪」に、「外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域」を「計画区域」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とする。

第十一条の次に次の二章を加える。

第四章 国際観光振興施策に必要な経費の財源

第十二条 政府は、国際観光旅客税（国際観光旅

客税法（平成三十年法律第 号）に規定する国際観光旅客税をいう。第三項第一号において同じ。）の収入見込額に相当する金額を、国際観光振興施策（国際観光旅客の円滑かつ快適な旅行のための環境の整備に関する施策、我が国の多様な観光の魅力に関する情報の入手の容易化に関する施策並びに地域固有の文化、自然その他の特性を活用した観光資源の開発及び活用による当該地域における体験及び滞在の質の向上に関する施策をいう。）に必要な経費に充てるものとする。

2 前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

3 第一項の国際観光振興施策として行われる施策は、次に掲げる要件に該当するものを基本とするものとする。

一 国際観光旅客税の納税者の理解を得られるものであること。

二 先進的なもので、かつ、費用に比してその効果が高いものであること。

三 地域経済の活性化その他の我が国における政策課題の解決に資するものであること。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第七条（見出しを含む。）の改正規定、第八条（見出しを含む。）の改正規定、第九条（見出しを含む。）の改正規定及び第十条（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（準備行為）

第二条 観光庁長官は、前条ただし書の政令で定める日前においても、この法律による改正後の外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光

の振興に関する法律（次項及び附則第七条において「新法」という。）第八条第一項から第三項までの規定の例により、外国人観光客利便増進措置を講ずべき区間を指定することができる。

2 前項の規定により指定された区間は、前条ただし書の政令で定める日において新法第八条第一項の規定により指定されたものとみなす。

（国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第三条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 基本方針は、外国人観光客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第三条第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならぬ。

第十二条を削り、第十三条を第十二条とする。

（独立行政法人国際観光振興機構法の一部改正）
第四条 独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十一条」に、「第十条」を「第十二条」に改める。

第十二条を削り、第十一条を第十二条とする。

第十条第三項中「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律第十二条に規定する国際会議等の開催に

ついての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付に係る業務（これに附帯する業務を含む。）」を「前条第二号に掲げる業務」に改め、第三章中同条を第十一条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（区分経理）

第十条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条各号の業務（外国人観光客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第十二条の規定により国際観光旅客税の収入見込額に相当する金額を当該業務に必要な費用に充てるもの）に限り、次号に掲げるものを除く。）

二 前条第七号の業務（国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律第二条に規定する国際会議等の開催についての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務

三 前二号に掲げる業務以外の業務

第十六条第二号中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第五条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十号の次に次の二号を加える。

二十の二 国際観光の振興に資する施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十の三 国際観光の振興に資する施策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

第四十四条中「第四条第一項第二十一号」を「第四条第一項第二十号の二」に改める。
(政令への委任)

第六条 附則第二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

投票者氏名

日程第一 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)「委員長報告のとおり修正議決すること」

賛成者氏名

二〇七名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩井 茂樹君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君

片山さつき君 金子原二郎君
木村 義雄君 北村 経夫君
こやり隆史君 古賀友一郎君
上月 良祐君 佐藤 啓君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 自見はなこ君
島田 三郎君 島村 大君
進藤金日子君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
そのだ修光君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 徳茂 雅之君
豊田 俊郎君 中泉 松司君
中川 雅治君 中曾根弘文君
中西 健治君 中西 哲君
中西 祐介君 中野 正志君
長峯 誠君 二之湯 智君
二之湯武史君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
馬場 成志君 橋本 聖子君
平野 達男君 福岡 資麿君
藤井 基之君 藤川 政人君
藤木 眞也君 古川 俊治君
堀井 巖君 舞立 昇治君
牧野たかお君 松川 るい君
松下 新平君 松村 祥史君
丸川 珠代君 丸山 和也君
三木 亨君 三宅 伸吾君
水落 敏栄君 溝手 顕正君
宮沢 洋一君 宮島 喜文君
宮本 周司君 元榮太一郎君

森 まさこ君 森屋 宏君
柳本 卓治君 山崎 正昭君
山下 雄平君 山田 修路君
山田 俊男君 山田 宏君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉川ゆうみ君
吉田 博美君 和田 政宗君
渡辺 猛之君 渡辺美知太郎君
渡邊 美樹君 足立 信也君
相原久美子君 伊藤 孝恵君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 小川 勝也君
小川 敏夫君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
神本美恵子君 川合 孝典君
小西 洋之君 小林 正夫君
古賀 之士君 斎藤 嘉隆君
櫻井 充君 榛葉賀津也君
杉尾 秀哉君 田名部匡代君
徳永 エリ君 那谷屋正義君
長浜 博行君 難波 奨二君
野田 国義君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 鉢呂 吉雄君
浜口 誠君 浜野 喜史君
藤田 幸久君 舟山 康江君
真山 勇一君 牧山ひろえ君
増子 輝彦君 宮沢 由佳君
森本 眞治君 矢田わか子君
柳田 稔君 吉川 沙織君
秋野 公造君 伊藤 孝江君
石川 博崇君 魚住裕一郎君
河野 義博君 熊野 正士君
佐々木さやか君 里見 隆治君
杉 久武君 高瀬 弘美君
竹内 真二君 竹谷とし子君

反対者氏名

二六名

芝 博一君 井上 哲士君
市田 忠義君 岩渕 友君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
武田 良介君 辰巳孝太郎君
仁比 聡平君 山下 芳生君
山添 拓君 木戸口英司君
森 ゆうこ君 山本 太郎君
有田 芳生君 江崎 孝君
風間 直樹君 川田 龍平君
福山 哲郎君 蓮 舫君
伊波 洋一君 糸数 慶子君

谷合 正明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 浜田 昌良君
平木 大作君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 矢倉 克夫君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 浅田 均君
東 徹君 石井 章君
石井 苗子君 片山 大介君
片山虎之助君 儀間 光男君
清水 貴之君 高木かおり君
藤巻 健史君 室井 邦彦君
青木 愛君 福島みずほ君
又市 征治君 行田 邦子君
中山 恭子君 松沢 成文君
アントニオ猪木君 薬師寺みちよ君
平山佐知子君 藤末 健三君
郡司 彰君 山口 和之君
渡辺 喜美君

北朝鮮における残留日本人問題に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年三月二十日

参議院議長 伊達 忠一殿
有田 芳生

北朝鮮における残留日本人問題に関する質問主意書

平成二十六年五月のストックホルム合意において、北朝鮮側が調査を実施することとされた残留日本人の問題について、政府の認識と方針を伺います。

一 終戦時、北朝鮮地域には二十七から二十八万の在留邦人(居住者)と旧満州南域から北朝鮮地域を経て日本に向かう約七万人の邦人(引揚者)が存在しましたが、北朝鮮地域に侵入したソ連軍が三十八度線を遮断したため、これらの邦人は北朝鮮地域の各地の学校や民家に収容されました。政府は、ソ連軍が三十八度線を遮断した理由をどのようにお考えですか。政府の認識をお示し下さい。

二 ソ連軍管理地域であった北朝鮮地域に在留していた邦人については、南朝鮮への脱出等による引揚げや、昭和二十三年七月まで米ソ協定による集団引揚げが行われましたが、以後、朝鮮民主主義人民共和国の成立及びソ連軍の撤退等により引揚げは中断されました。

政府は、朝鮮民主主義人民共和国の成立及びソ連軍の撤退等が残留日本人問題の発生原因であるとお考えですか。政府の認識をお示し下さい。

三 昭和三十一年に、日本赤十字社は、北朝鮮側と引揚げに関する共同コミュニケ(平壤協定の調印に達し、同協定に定められた十六世帯・三

十六名が帰国しています。このとき、全ての残留日本人の帰国が実現しなかった原因はどこにあるとお考えですか。政府の認識をお示し下さい。

四 厚生省は、昭和三十五年一月一日現在で、北朝鮮地域に最終消息のある残留日本人の名簿(第一回名簿・百四十名分、第二回名簿・八百七十一名分)を作成し、日本赤十字社を通じて北朝鮮赤十字会に手交し、その安否調査を依頼しています。平成二十六年五月のストックホルム合意において、政府は、北朝鮮側に残留日本人の消息について前記の名簿に基づく調査を要請しましたか。また、政府は、本質問主意書提出日現在において何人の残留日本人が北朝鮮で生存していると認識していますか。

五 「戦時死亡宣告者」とは、どのような人であると定義していますか。また、政府は、戦時死亡宣告されたものの、実際は生きていた方が北朝鮮地域内に何人生存していると認識していますか。あわせて、「戦時死亡宣告者」は、平成二十六年五月のストックホルム合意で北朝鮮側が実施することとされた調査の対象に含まれているのですか。

六 「残留孤児」とは、どのような人であると定義していますか。また、政府は、「残留孤児」が北朝鮮地域内に何人生存していると認識していますか。あわせて、「残留孤児」は、平成二十六年五月のストックホルム合意で北朝鮮側が実施することとされた調査の対象に含まれているのですか。

七 安倍首相及び加藤拉致問題担当大臣は、拉致問題は政府の最重要課題であり最優先で取り組んでいると累次にわたり明言しています。政府にとって拉致問題が残留日本人問題に優先する理由を教えてください。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮における残留日本人問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮における残留日本人問題に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「ソ連軍が三十八度線を遮断した理由」について、政府としてお答えする立場になります。

二 について
お尋ねについては、事実関係を確認できないことから、お答えすることは困難である。

三 について
お尋ねの「このとき、全ての残留日本人」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四 について
「調査を要請しましたか」とのお尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。また、「何人の残留日本人が北朝鮮で生存していると認識していますか」とのお尋ねについては、事実関係を確認できないことから、お答えすることは困難である。

五及び六について
お尋ねの「戦時死亡宣告者」及び「残留孤児」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。また、未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)第二条第三項において、戦時死亡宣告については、厚生労働大臣の請求に基づく未帰還者留守家族等

援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する未帰還者に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の宣告である旨規定されているところであるが、「戦時死亡宣告されたものの、実際は生きていた方が北朝鮮地域内に何人生存していると認識していますか」とのお尋ねについては、事実関係を確認できないことから、お答えすることは困難である。

七 について
政府としては、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に基づき、日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしている。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えた

北朝鮮における日本人遺骨及び墓地問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年三月二十日

参議院議長 伊達 忠一殿
有田 芳生

北朝鮮における日本人遺骨及び墓地問題に関する質問主意書

平成二十六年五月のストックホルム合意において北朝鮮側が調査を実施することとされた、一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地の問題(以下「遺骨及び墓地問題」とする)について、政府の認識と方針をお伺いします。

一 終戦後、ソ連に占領された地域から労働力としてシベリアに移送され、その後労働に耐えられなくなったとして北朝鮮等に逆送され亡く

なつた日本人がいました。政府はその数が何名程度であつたと認識していますか。

二 政府は、一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人について、戦没者の概数は三万四千六百名、遺骨送還の概数は一万三千柱、残存遺骨の概数は二万六千六百柱であると認識していますか。

三 政府は、一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人のうち、北朝鮮域内に埋葬された者の墓地はどの地域にあると認識していますか。その主な地域を列挙して下さい。また、その地域ごとに、埋葬された者の概数を明らかにして下さい。

四 一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の墓参りのために北朝鮮を訪れた政府使節と民間団体それぞれの団体名及び訪朝日を時系列でお示し下さい。

五 政府は、ストックホルム合意に基づき、日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしていることを累次にわたり明言しています。政府が考える遺骨及び墓地問題の解決とはどのようなものですか。

六 政府は今後、一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺族等から、墓参りのため北朝鮮を訪れたいとの申し入れがあつたならば、その実現のために北朝鮮側と交渉する用意はありますか。また、これにより遺族等の墓参りが実現した場合、遺族等の墓参りにおける渡航及び滞在に係る必要経費について、政府が全部または一部を負担する用意はありますか。

七 政府は、ストックホルム合意に基づき、日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしていることを累次にわたり明言しています。遺骨及び墓地問題の解決に向けた政府の取組について、ストックホルム合意以降、どんな成果があつたのかを列挙して下さい。

八 安倍首相及び加藤拉致問題担当大臣は、拉致問題は政府の最重要課題であり最優先で取り組んでいると累次にわたり明言しています。拉致問題が遺骨及び墓地問題に優先する理由を教えてください。

九 日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというのが政府の方針です。これは、拉致問題等が解決すれば、ストックホルム合意に明記された、一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、行方不明者の問題が未解決であつても、北朝鮮との国交正常化を実現していくという意味ですか。政府の認識をお示し下さい。

十 政府は、ストックホルム合意における日本人に関する全ての問題が解決しない限り、北朝鮮との国交正常化の実現は目指さない、そう理解してよろしいですか。右質問する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮における日本人遺骨及び墓地問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮における日本人遺骨及び墓地問題に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「北朝鮮等に逆送され亡くなった日本人」の数については、把握しておらず、お答えすることは困難である。

二 について

お尋ねについては、「援護五十年史」(厚生省

社会・援護局援護五十年史編集委員会監修)の付表「遺骨収集等地域別実施概況」によれば、平成八年三月三十一日現在で、「戦没者概数」が三万四千六百名、「遺骨送還概数」が一万三千柱であり、また、「残存遺骨の概数」については、二万六千六百柱と推計している。

三 について

お尋ねについては、事実関係を確認できないことから、お答えすることは困難である。

四 について

お尋ねの「政府使節」の意味するところが明らかではなく、また、お尋ねの「民間団体」について網羅的に把握していないため、お答えすることは困難である。

五及び七から十までについて

政府としては、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に基づき、日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしている。また、北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものである。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

六 について
お尋ねについては、仮定の御質問であり、お答えは差し控えたい。

奨学金返還者の負担軽減に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年三月二十日

参議院議長 伊達 忠一殿

藤末 健三

奨学金返還者の負担軽減に関する質問主意書

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)の奨学金については、返還困難者への救済措置として、毎月の返還額を減額する減額返還制度が平成二十三年一月から導入され、平成二十六年四月からは、一定期間返還期限を猶予する返還期限猶予制度の適用年数の五年から十年への延長、減額返還制度及び返還期限猶予制度の適用基準の緩和などの措置が導入された。また、平成二十九年四月からは、無利子奨学金について、返還の負担を軽減するため、所得に応じて毎年の返還額が決まる新たな所得連動返還方式が導入されている。

しかしながら、奨学金の延滞者数は増加しており、平成二十八年度の延滞者数は有利子奨学金と無利子奨学金とを合わせて三十三万五千人に上る。また、奨学金の返還が困難となつたために自己破産した件数は、過去五年間で延べ約一万五千件にも及ぶ旨の報道がなされている。その中には、大学卒業後、想定していた収入が得られず、奨学金の返還負担の重さからやむなく自己破産をした結果、家族や親戚などの保証人に奨学金の返還請求がなされ、保証人も連鎖的に自己破産に追い込まれるケースも出ている。こういった深刻な状況が社会問題化するような現状を放置することは許されず、このような状況が続けば、奨学金制度そのものの信頼が揺らぎかねない。政府及び機構は、奨学金の返還困難者への救済措置を一層充実させるとともに、返還者の負担を軽減すべきであるとの観点から、以下質問する。

一 奨学金の返還負担の重さを理由とする自己破産や自殺の現状について、政府及び機構が把握しているところを明らかにされたい。また、この現状をどのように受け止めているのか政府の認識を示されたい。

二 機構が行った「平成二十七年 奨学金の返還者に関する属性調査結果」によれば、平成二十七年において、延滞者のうち返還期限猶予制度を知らない者は三割を超え、減額返還制度を知らない者は約半数あり、奨学金の返還負担を軽減する救済制度の周知が徹底されているとは到底言えない状況である。政府及び機構は、このような救済制度の周知に一層力を注ぐべきだと考えるが、具体的にどのような取り組みを行っているか。また、延滞者における救済制度の認知率をより向上させるための方策について、今後の方針を明確に示されたい。

三 前記二の調査によれば、平成二十七年において、延滞者の約八割が年収三百万円未満である。また、延滞が継続している理由の第一位は「本人の低所得」であり、約七割となっている。このため、平成二十九年四月から導入された所得連動返還方式は、何らかの理由で卒業後の所得が低迷し続けても、返還の負担が抑えられ、学生の将来の所得に対する不安を和らげる効果がある。一方で、将来も年収が低いままの場合、月々の返還負担は軽減されるが、返還しなければならぬ債務総額自体は変わらないため、返還期間が大幅に長くなってしまふという課題も指摘されている。そこで、同方式については、諸外国のように最長返還期間を定め、これを超えたら債務残高が全額免除される仕組みとすることが望ましいが、政府の見解を示されたい。さらに、既に返還を開始した者にも同方式を適用したり、無利子奨学金のみならず有利子奨学金も対象にしたりするなど、同方式の適用対象の拡充について検討すべきであると考えが、政府の見解を示されたい。

四 奨学金の返還により生活が困窮することがないよう、その負担を軽減する観点からは、「住宅ローン減税」のように、奨学金の借入残高に

応じてその一定割合を税額控除する制度を導入することも考えられるが、当該制度の導入に当たり想定される課題も含め、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員藤末健三君提出奨学金返還者の負担軽減に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出奨学金返還者の負担軽減に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「奨学金の返還負担の重さを理由とする」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)においては、返還期限猶予制度等について、ホームページのほか、奨学金の貸与期間の終了時に貸与を受けた者全員に配布する「返還のてびき」や返還の開始日の直前に奨学金の返還を要する者に配布する文書等に掲載したり、各高等学校等が生徒、保護者及び教員等を対象として開催する奨学金の説明会等に、奨学金制度の理解を促進するためのスカラーシップ・アドバイザーを派遣して奨学金の返還等の資金計画を含めた適正な奨学金制度の利用等について説明する等して、奨学金の貸与を受けた者等に対し周知を図っていると承知している。

政府としては、今後とも、機構において、返還期限猶予制度等が奨学金の貸与を受けた者等に対して適切に周知されるよう、文部科学省に

おいて促してまいりたい。

三について

平成二十九年四月から導入された所得連動返還方式(以下「本方式」という。)は、文部科学省の「所得連動返還型奨学金制度有識者会議」において平成二十八年九月に取りまとめられた「新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について(審議まとめ)」「以下「審議まとめ」という。)を踏まえて設けられたものであるところ、審議まとめの「四、新たな所得連動返還型奨学金制度の設計」の「(九)返還期間」において「返還期間については、・・・返還完了又は返還不能となるまでとした場合の方が、・・・三十五年間又は・・・六十五歳まででその後の返還を免除する」とした場合と比較して、回収額が多く確保されることと予測された。現行制度においても、年限や年齢によつて返還途中で返還を免除する仕組みは設けられておらず、返還免除を行うためには法律改正が必要となることから、平成二十九年からの導入は困難である。このため、新所得連動返還型奨学金制度においても、現行と同様に、返還期間は返還完了まで又は本人が死亡又は障害等により返還不能となるまでとするのが適当である。」との指摘がなされたこと等を踏まえ、本方式については、お尋ねの「最長返還期間を定め、これを超えたら債務残高が全額免除される仕組み」とはしていない。

また、御指摘の「既に返還を開始した者」については、審議まとめの「四、新たな所得連動返還型奨学金制度の設計」の「(二)既に返還を開始している者等への適用」において「新所得連動返還型の適用を認める場合の課題を踏まえると、当面は減額返還制度等の柔軟な活用により負担軽減を図ることが望ましい。」との指摘がなされたこと等を踏まえ、減額返還制度の充実を行い、本方式を適用しなかつたところであり、

また、御指摘の「有利子奨学金」については、審議まとめの「四、新たな所得連動返還型奨学金制度の設計」の「(二)奨学金の種類」において「有利子奨学金については、返還期間が長期化した場合に利子負担が大きくなるといった課題があり、より慎重な検討が必要である。このため、まずは無利子奨学金から先行的に導入することとし、有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討することが適当である。」との指摘がなされたこと等を踏まえ、現時点においては本方式を導入していないところであつて、お尋ねの本方式の「適用対象の拡充については、今後必要に応じて検討してまいりたい。

四について

税額控除の措置については、奨学金の返還が特に困難となりやすいと考えられる低所得者層にとつてその効果は限定的である等の課題があり、現時点においては、お尋ねのような制度を導入することは考えていない。

昭恵夫人の発言についての安倍首相の「確認」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年三月二十二日

参議院議長 伊達 忠一殿
山本 太郎

昭恵夫人の発言についての安倍首相の「確認」に関する質問主意書

平成三十年三月十四日の参議院予算委員会において、学校法人森友学園への国有地売却に関する文書が財務省によつて改竄されていた問題に関して質疑に立った自由民主党議員に対して、安倍首

相は、改竄前の特例承認の決裁文書における平成二十六年四月二十八日の項に記載されていた、森友学園側と近畿財務局との打ち合わせの際に籠池氏が述べたとされる「本年四月二十五日、安倍昭恵総理夫人を現地に案内し、夫人からは「いい土地ですから、前に進めてください。」とお言葉をいただいた。」との発言（以下「籠池氏の発言」という。）における安倍首相夫人（以下「昭恵夫人」という。）の発言に関する事実関係について、「妻に確認をいたしました。そのようなことは申し上げていないということでした。」と答弁した（以下「当該答弁」という。）。当該答弁を踏まえて、以下質問する。

一 安倍首相は当該答弁において「妻に確認」として、安倍首相が昭恵夫人に対し、籠池氏の発言における昭恵夫人の発言に関する事実関係を確認したことは事実か、明確かつ誠実に示されたい。

二 前記一に関して、確認したことが事実であるとする場合、それが事実であると証明することは可能か、明確かつ誠実に示されたい。

三 前記一及び二に関して、確認したことが事実であるとする場合、当該確認は、安倍晋三氏が昭恵夫人と直接面談することによって行われたのか、電話によって行われたのか、あるいはメール又は手紙等の文書によって行われたのか、その具体的日時とともに、当該確認に用いた手段を明確かつ誠実に示されたい。

四 前記三に関して、当該確認の際に昭恵夫人が安倍晋三氏に伝えたと思われる「そのようなことは申し上げていない」との証言（以下「昭恵夫人の証言」という。）を記録した音声データ、画像あるいは文書等、当該答弁が事実であると証明できる物証は存在するか、明確かつ誠実に示されたい。加えて当該物証が存在する場合、それ

を国会に提出することは可能か、明確かつ誠実に示されたい。

五 前記四に関して、当該物証を国会に提出することが不可能であるとする場合、当該答弁の事実関係に対する国民の信用を得るためには、他にいかなる手段あるいは証拠が必要と考えているか、安倍内閣としての認識を明確かつ誠実に示されたい。

六 当該答弁における昭恵夫人の証言が事実であるとする場合、籠池氏の発言は事実と異なるもの、すなわち籠池氏は近畿財務局に対して虚偽の説明を行ったとの認識を安倍内閣として有しているとの理解でよいのか、明確に示されたい。

七 前記六に関して、籠池氏が近畿財務局に対して虚偽の説明を行ったとの認識を安倍内閣として有しているとする場合、昭恵夫人の証言の他に、籠池氏の発言を虚偽と判断した根拠あるいは証拠を安倍内閣として国会に示すことは可能か、明確かつ誠実に示されたい。

八 国会における証人喚問において、昭恵夫人が籠池氏の発言における昭恵夫人の発言に関する事実関係について証言することは、当該答弁の事実関係に関する国民の安倍内閣に対する信用を得るために必要不可欠な重要証言となり得ると考えるが、安倍内閣としての認識を明確かつ誠実に示されたい。

右質問する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員山本太郎君提出昭恵夫人の発言についての安倍首相の「確認」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出昭恵夫人の発言についての安倍首相の「確認」に関する質問に対する答弁書

一から七までについて

お尋ねについては、安倍内閣総理大臣が、平成三十年三月十四日の参議院予算委員会において、「妻に確認をいたしました。そのようなことは申し上げていないということでした。」と答弁し、同月二十六日の同委員会において、「妻についての、今までもこれ一年近く様々な質問をいただきました。全て私がお答えをさせていただいております。」及び「私が答えるということは総理大臣として答えるわけでありまして、それには責任を持つて答えなければなりません。それが違っていた、あるいは全く虚偽のことを申し上げていたということになれば、これは政治責任になると。そういう重い気持ちでということだけではなく、責任の伴う答弁をさせていただいているということですので」と答弁したとおりである。

八について
お尋ねの「国会における証人喚問」については、国会において判断されるべき問題であり、政府としてお答えする立場にない。

意思決定支援等を行う者に対する研修の実施に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年三月二十六日

参議院議長 伊達 忠一殿
川田 龍平

意思決定支援等を行う者に対する研修の実施に関する質問主意書

二〇一八年二月七日に権利擁護団体及び障害者団体等が中心となり、二〇一八年度厚生労働省予算案のうち「意思決定支援等を行う者に対する研修の実施」（以下「本事業」という。）に係る学習会が開催され、重要な課題が指摘された。その後、私が何度か権利擁護団体及び障害者団体等とともに厚生労働省担当者との意見交換を行ってきたことを踏まえ、以下質問する。

一 日本の精神科病院に入院する精神障害者の人権が十分に擁護されていないと考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 本事業の概要を説明する厚生労働省の資料には、「相談支援事業所に所属する相談支援専門員（アドボケート）」が、非同意入院患者のいる病院を訪問し、退院に向けた意思決定支援や退院請求などの入院者が持つ権利行使の援助等を行うための人材養成を行う」と記されているが、本事業により養成される人材の機能は、二〇一七年二月八日の「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」において「意思決定支援等を行う者に想定される機能」として示された、①患者に寄り添い、治療内容の理解等を促すとともに、患者の意思を引き出し、意思決定等を支援し、本人の同意があれば医療機関に意思を伝える機能、②退院に向けた意思決定等を支援し、退院促進を図る機能、③退院請求など入院者が持つ権利行使を支援する機能、④入院の必要性や適切な医療が行われているかどうかを判断する機能という四つの機能のうち、②と③に関するものであつて①と④は含まないという理解でよいのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 前記①の機能は、診療報酬を受けて業務を行う病院職員の機能と重複するため、現時点では

相談支援事業所に所属する相談支援専門員（アドボケーター）の機能と位置付けることには慎重を要するが、政府の見解を明らかにされたい。

四 アドボケーターを「主体的に精神科医療を受けられるように側面的に支援する者」と定義している二〇一五年度障害者総合福祉推進事業の「入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業」は、治療内容の理解等を促し患者の意思を引き出す機能を目的とした内容になっているため、仮に本事業により養成される人材の機能が前記②と③に関するものが主ならば、同モデル事業を踏まえてまとめられた「入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するアドボケーターガイドライン」に基づき作成された研修カリキュラムを本事業で実施するのは不適切と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 前記ガイドラインの記述には、アドボケーターが入院患者に情報提供をしてはならないとする内容や、アドボケーターに対して入院患者と話したことなどを医療機関に報告するよう求める内容と理解せざるを得ない箇所がある。本事業が想定するアドボケーターは、入院患者に情報提供をせずに、入院患者に話したことなどを医療機関に報告する役割を期待されているのか、政府の見解を明らかにされたい。

六 英語では、権利擁護(advocacy)をする人を一般的に「advocator」とはせず、「advocate」とよぶが、本事業においても「アドボケーター」ではなく「アドボケイト」と表記するのが適切ではないか。また、「アドボケーター」から「アドボケイト」へと表記を修正する予定はあるのか、政府の見解を明らかにされたい。

七 障害者の権利に関する条約の趣旨に基づけば、本事業を企画し実行するための会議体は今

後設置する場合には、精神障害者を代表する団体から推薦を受けた、少なくとも二人以上の精神障害当事者が当該会議体の構成員となるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。
右質問する。

平成三十年四月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員川田龍平君提出意思決定支援等を行う者に対する研修の実施に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出意思決定支援等を行う者に対する研修の実施に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

例えば、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定に基づく都道府県知事等による入院措置について、二人以上の精神保健指定医(同法第十八条第一項に規定する精神保健指定医をいう)の診察の結果が一致した場合でなければ入院させてはならないとされているほか、都道府県等に置かれる精神医療審査会において当該入院措置の継続の必要性について審査を行うこととされている等、精神障害者の権利擁護の観点から必要な措置は講じられているものと考えている。

加えて、精神障害者の権利擁護を更に充実させる観点から、精神科病院に入院している者の意思決定支援等を行う者(以下「相談支援専門員」という。)の指導者を養成する研修に係る標準カリキュラムの作成及び当該研修を行うため、御指摘の「意思決定支援等を行う者に対する研修の実施」(以下「研修事業」という。)に係る

補助金を平成三十年度予算に計上している。相談支援専門員に想定される機能については、平成二十八年一月に厚生労働省において参集を求めた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の報告書において一定の整理がなされている。今後、当該補助金を受けて研修事業を実施する主体(以下「実施主体」という。)において有識者からなる合議体(以下「合議体」という。)を設け、当該報告書の内容を踏まえ標準カリキュラムが作成される予定であり、相談支援専門員の機能等の詳細については、合議体において議論される予定であることから、相談支援専門員又は御指摘の「アドボケーター」に関するお尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。

七について

合議体の構成員については、障害者の権利に関する条約(平成二十六年条約第一号)第四条3において、締約国は、障害者に関する問題についての意思決定過程等において、障害者を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる旨が規定されていることを踏まえ、今後、実施主体において適切に決定されることが望ましいと考えている。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一〇円	一八円